

\* 0037986000 \*

0037986-000

366.63-Ky995d

我国に於ける団体交渉及団体協約

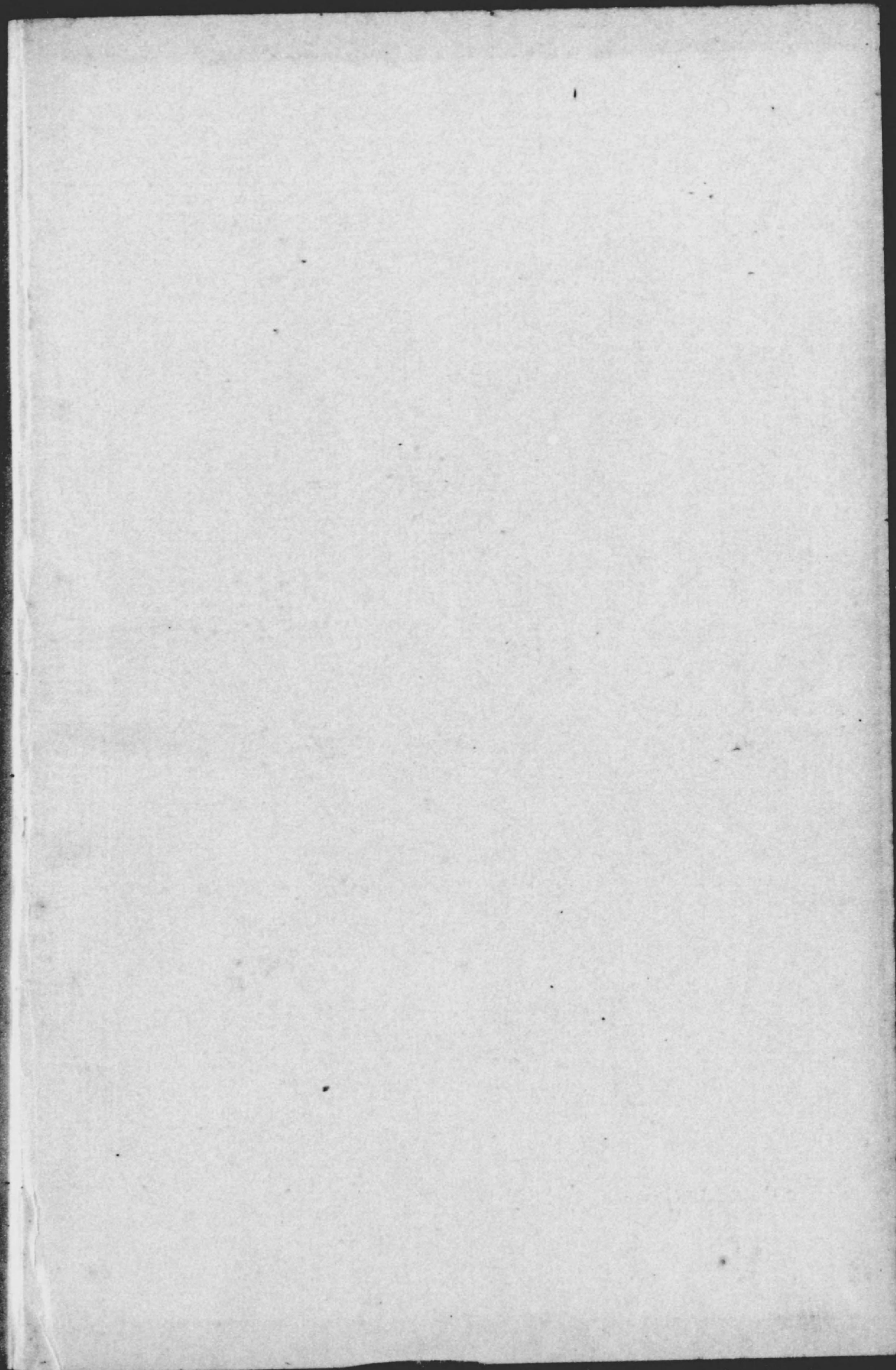
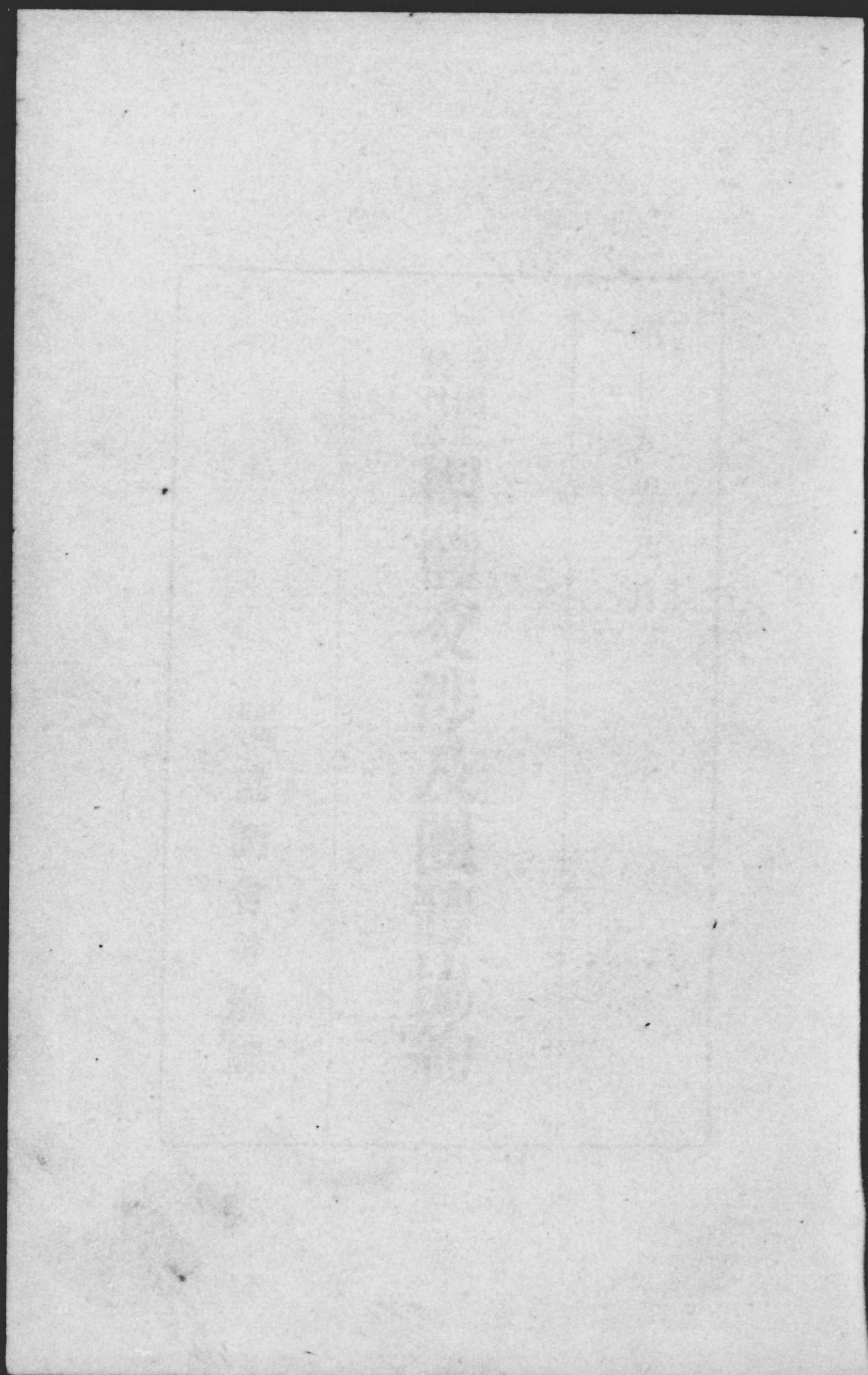
協調会労働課・編

協調会

1930

AGF







昭和五年九月

我國に於ける  
**團體交渉及團體協約**

財團  
法人  
協調會  
労働課



366.63

Ky 995d



696770

### 凡例

一、本書の目的は我國に於ける團體交渉及團體協約に關する實情を明らかにせんとするものである。故に、専ら實例中心主義をとつた。

一、調査方法は、實地調査と文書調査とによつた。調査現在は昭和五年六月である。固り全國的のものとは言ひ難いが、主なるものは大體収録しあるつもりである。

一、本調査には、主として囑託内藤義弘があつた。

昭和五年十月

協調會労働課



# 目次

第一章 序 論	一
第一節 團體交渉及團體協約の意義	一
第二節 團體協約の法律的保護	二
第二章 沿革	八
第一節 概 説	八
第二節 團體交渉權獲得運動	一四
一、奥村電機商會に對する友愛會京都聯合會の集合契約實行の要求	一七
二、富士瓦斯紡績株式會社に對する友愛會紡績勞働組合の團體權 確認の要求	一九
三、勝田汽船株式會社と友愛會海員部との團體協約	二〇



四、古河鑛業株式會社足尾鑛業所に對する友愛會日本鑛夫總聯合會の要求……………二二

五、大阪電燈株式會社に對する友愛會電業員組合の要求……………三三

六、攝津製油株式會社に對する友愛會安井支部の要求……………三四

七、株式會社藤永田造船所に對する友愛會大阪造船勞働組合の要求……………三五

八、株式會社川崎鐵工所に對する友愛會大阪機械勞働組合の要求……………三四

九、木戶鐵工所に於ける從業員の要求……………三五

一〇、合資會社村尾造船所に於ける從業員の要求……………三五

一一、株式會社油谷工作所に於ける友愛會の要求……………三六

一二、相澤造船所に於ける友愛會大阪造船勞働組合の要求……………三六

一三、株式會社増田伸銅所に對する友愛會玉江支部の要求……………三六

一四、株式會社白谷鐵工所に對する從業員の要求……………三七

一五、株式會社山中鐵工所に於ける從業員の要求……………三七

一六、株式會社伊藤製鋼所に對する友愛會大阪機械勞働組合の要求……………三六

一七、小野鐵工造船所に對する立憲勞働黨大阪造船勞働組合の要求……………三六

一八、株式會社住友電線製造所、住友製鋼所に於ける團體交渉權確認の要求……………三九

一九、三菱内燃機製造株式會社、川崎造船所に於ける團體交渉權確認の要求……………四〇

二〇、株式會社久保田鐵工所に於ける團體交渉權確認の要求……………四五

二一、武庫川護謨株式會社に於ける友愛會の要求……………四七

二二、日本リーパー・ブラザーズ株式會社に於ける友愛會尼崎合同勞働組合の要求……………四八

二三、乾鐵線株式會社に對する友愛會武庫川支部の要求……………四九



- 二四、愛知時計株式会社に對する従業員の要求……………四九
- 二五、攝州酒樽製造業組合と日本労働總同盟灘製樽工組合との團體協約……………五一
- 二六、灘竹材組合と日本労働總同盟灘輪竹工組合との團體協約……………五一
- 二七、日本商工株式会社堺木管工場に對する日本労働總同盟堺合同労働組合の要求……………五一
- 二八、名古屋陶畫工組合の團體交渉權獲得運動……………五一
- 二九、株式会社名古屋製陶所と名古屋陶畫工との團體協約……………五二
- 三〇、日本發動機株式会社に對する日本労働總同盟神戸機械工組合の要求……………五九
- 三一、古莊染工場に對する日本労働總同盟京都染物労働組合の要求……………六〇
- 三二、日本燃料株式会社と日本労働組合評議會京都合同労働組合との團體協約……………六〇

の團體協約……………

- 三三、日本電熱器株式会社と日本労働組合聯合電機技工組合との團體協約……………六〇
- 三四、東京製綱株式会社日本労働總同盟製綱労働組合を承認……………六一
- 三五、日本無線電信電話株式会社に對する日本労働總同盟東京鐵工組合の要求……………六一
- 三六、神戸燐寸軸木同業組合と神戸燐寸軸木工組合との間に「製軸懇談會」成立……………六二
- 三七、東京電機工業會社に對する東京電機工友會の要求……………六三
- 三八、東京染布會社に對する日本労働總同盟關東合同組合の要求……………六三
- 三九、肥田工場と中部陶畫工組合との團體協約……………六三
- 四〇、梶浦工場外十一工場と中部陶畫工組合との團體協約……………六七
- 四一、川北電機製作所と純向上會との團體協約……………七三



四二、株式会社田中機械製作所に於ける産業委員会……………四  
 四三、山村製罐所日本労働組合總聯合關西聯合會を承認……………五  
 四四、東京織物株式会社日本労働組合總聯合日本勞技合綾瀨支部を承認……………五  
 四五、徳永ガラス製造所と日本労働組合總聯合との團體協約……………五  
 四六、海事協同會の成立……………六  
 四七、下品野陶磁器製造業と下品野陶工組合との團體交渉……………六  
 四八、株式会社行政學會印刷所の工場委員會……………七  
 四九、水野工場外八十二工場と日本窯業労働總同盟瀨戸陶畫工組合の團體協約……………七  
 五〇、工船蟹漁業水産組合と日本海員との團體協約……………七  
 五一、瀨戸陶磁器商組合と瀨戸荷造業組合との團體協約……………八

五二、水野陶磁器工業組合と水野陶工組合との團體協約……………八  
 五三、ライデングサン石油會社に對する日本労働總同盟神奈川聯合會石油労働組合の要求……………八  
 五四、乾鐵線株式会社に對する日本労働組合同盟尼崎労働組合の要求……………八  
 五五、淡路製紙株式会社に對する日本労働組合同盟淡路向上會の要求……………八  
 五六、大洋漁業合資會社と日本海員組合との團體協約……………八  
 五七、洋晒工業會に對する日本労働組合總聯合纖維労働組合の要求……………九  
 五八、上條鑄物工場日本労働總同盟東京鐵工組合公認……………九  
 五九、合資會社福治工場日本労働總同盟東京鐵工組合公認……………九  
 六〇、東京瑛瑯株式会社に對する日本労働總同盟東京鐵工組合の要求……………九  
 六一、東洋可鍛製鐵所外二工場に於ける産業委員會……………九  
 六二、野田醬株式会社に於ける日本労働總同盟の「團體協約權」に對……………九



する態度……………九三

六三、内外蓄音器商會に對する日本勞働組合同盟兵庫縣聯合會の要求……………九四

六四、大阪帶皮會社に對する日本勞働總同盟大阪金屬勞働組合の要求……………九五

六五、工船蟹漁業水産組合と日本海員組合との團體協約……………九五

六六、松本鑄工場、日本勞働總同盟東京鐵工組合を承認……………一〇〇

六七、淺見工場、日本勞働總同盟東京鐵工組合を承認……………一〇〇

六八、株式會社長谷川鐵工所と純向上會との團體協約……………一〇〇

六九、伊藤鑄物工場に於ける日本勞働總同盟東京鐵工組合の公認問題……………一〇一

七〇、村尾船渠株式會社に對する日本勞働總同盟大阪金屬勞働組合の要求……………一〇一

七一、瀧澤鑄工場日本勞働總同盟東京鐵工組合を公認……………一〇三

七二、九州商船株式會社に對する日本勞働組合同盟海員向上會の要求……………一〇三

七三、大日本製氷株式會社大阪出張所に對する日本勞働總同盟大阪合同勞働組合の要求……………一〇三

七四、知多製樽業組合と知多中部製樽職工組合との團體協約……………一〇三

七五、東京クローム工場と日本勞働總同盟神奈川鐵工組合との團體協約……………一〇三

七六、株式會社大阪製壘所、日本勞働總同盟大阪合同勞働組合公認……………一〇三

七七、玉川水道株式會社日本勞働總同盟中央合同勞働組合公認……………一〇四

七八、旭木管製造所に對する日本勞働總同盟大阪合同勞働組合の要求……………一〇四

七九、株式會社大阪製鎖所に對する日本勞働總同盟大阪金屬勞働組合の要求……………一〇四

八〇、海軍勞働聯盟の團體交渉權確認問題……………一〇五

八一、汎建具製作所に對する日本勞働總同盟大阪金屬勞働組合の要求……………一〇八



八二、合資會社桑野電機製作所、日本勞働總同盟東京鐵工組合を公認…………… 一〇八

八三、濱田印刷所に對する日本勞働總同盟大阪出版印刷組合の要求…………… 一〇八

八四、東京織物株式會社と日本勞働組合總聯合關東染色勞働組合との團體協約…………… 一〇九

八五、山陽無煙炭礦株式會社と純向上會との團體協約…………… 一〇九

八六、日本ゼネラル・モーターズ株式會社に對する全國協議會大阪金屬勞働組合の要求…………… 一一〇

八七、株式會社東京製紙工業所に對する日本勞働組合同盟關東合同勞働組合の要求…………… 一一〇

八八、名古屋造船同業組合と名港造船工組合の團體協約…………… 一一一

八九、大阪コルク工業合資會社と純向上會との團體協約…………… 一一一

九〇、秋山ゴム工場に對する勞働組合全國同盟大阪合同勞働組合の要求…………… 一一二

要求…………… 一一二

九一、田中ガット工場に對する大阪朝鮮勞働組合の要求…………… 一一二

九二、江東株式會社秀工舎工場、日本勞働組合總聯合大阪鐵工組合の團體交渉權承認…………… 一一二

九三、日本鋼製建具株式會社川崎工場に對する日本勞働總同盟神奈川鐵工組合の要求…………… 一一三

九四、日本電氣株式會社に對する日本勞働組合總聯盟大阪一般勞働組合の要求…………… 一一三

九五、樽丸協會に對する日本勞働總同盟所屬樽丸工組合の要求…………… 一一三

九六、山下鉛筆工場に於ける團體交渉權の承認…………… 一一三

九七、近江帆布株式會社彦根工場に對する滋賀纖維勞働組合の要求…………… 一一三

九八、川西航空株式會社に於ける團體交渉權の要求…………… 一一四



九九、株式會社湯淺伸銅所に於ける團體交渉權の要求……………二四

一〇〇、東京紙工株式會社に對する全國勞働組合同盟關東合同勞働組

合の要求……………二六

第三章 現 狀……………二七

第一節 概 説……………二七

第二節 團體交渉權是認の動機乃至原因……………二五

第三節 團體交渉の方法(機關)……………二六

第四節 團體協約の範圍……………二七

第五節 團體協約の成績……………二八

第六節 事 例……………二九

一、京都電機株式會社と純向上會との團體協約……………二九

二、山陽無煙炭礦株式會社大嶺鑛業所と純向上會との團體協約……………二四一

三、大阪コルク工業合資會社と純向上會との團體協約……………二四

四、東京製網株式會社と日本勞働總同盟製網勞働組合との團體協約……………二七

五、上條鑄工場と日本勞働總同盟東京鐵工組合との團體協約……………二七

六、合資會社福治鑄工場と日本勞働總同盟東京鐵工組合との團體協約……………二七

七、淺見工場と日本勞働總同盟東京鐵工組合との團體協約……………二七

八、瀧澤工場と日本勞働總同盟東京鐵工組合との團體協約……………二七

九、東京クローム工場と日本勞働總同盟神奈川鐵工組合との團體

協約……………二七

一〇、玉川水道株式會社と日本勞働總同盟中央合同勞働組合との團

體協約……………二八

一一、合資會社桑野電機製作所と日本勞働總同盟東京鐵工組合との

團體協約……………二八



- 一一、東京織物株式會社と日本労働組合總聯合關東染若労働組合との團體協約……………一九〇
- 一三、微永ガラス製造所と日本労働組合總聯合との團體協約……………一九四
- 一四、山村製塲所と日本労働組合總聯盟關西聯合會との團體協約……………一九六
- 一五、水野陶磁器工業組合と水野陶工組合との團體協約……………一九七
- 一六、水野工場外八十二工場と日本窯業労働總同盟瀨戸陶工組合との團體協約……………一九九
- 一七、知多製樽業組合と知多中部製樽職工組合との團體協約……………二〇一
- 一八、名古屋造船同業組合と、名港造船工組合との團體協約……………二〇三
- 一九、山下鉛筆工場と全國労働組合同盟關東合同労働組合との團體協約……………二〇五
- 二〇、灘竹材組合と日本労働總同盟灘輪竹工組合との團體協約……………二〇七

- 二一、攝州酒樽業製造業組合と日本労働總同盟灘製樽工組合との團體協約……………二〇九
- 二二、瀨戸陶磁工商同業組合と瀨戸荷造業組合との團體協約……………二一四
- 二三、日魯漁業株式會社と日本海員組合との團體協約……………二一七
- 二四、工船蟹漁業水産組合と日本海員組合、海員協會との團體協約……………二二三
- 二五、工船蟹漁業水産組合と日本海員組合との團體協約……………二二三
- 二六、工船蟹漁業水産組合と日本海員組合との團體協約……………二二四
- 二七、合資會社埜邑商店と日本海員組合との團體協約……………二二七
- 二八、株式會社田中機械製作所に於ける産業委員會……………二三二
- 二九、株式會社長谷川鐵工所に於ける産業委員會……………二三七
- 三〇、岡部電機製作所に於ける工場委員會……………二三九
- 三一、株式會社行政學會印刷所に於ける工場委員會……………二四〇
- 三二、日本船主協會と日本海員組合及海員協會との海事協同會……………二五七
- 三三、日本船主協會と日本海員組合及海員協會との海事協同會……………二五七



三四、神戸燐寸軸木商同業組合と神戸燐寸軸木工組合との「製軸懇

談會」……………二六

一、株式会社大阪製塲所と日本労働總同盟大阪合同労働組合との

團體協約……………二七

二、直喜鐵工所と日本労働總同盟神奈川鐵工組合との團體協約……………二八〇

第四章 結 論……………二八五

# 我國に於ける團體交渉及團體協約

## 第一章 序 論

### 第一節 團體交渉及團體協約の意義

こゝに團體交渉とは、傭主、若くは、その團體の代表者と、労働組合の代表者とが、對等の地位に於て、現在、又は、將來適用さるべき、労働條件、其の他の労働關係事項につき、交渉協議をなす行爲を言ふ。

團體協約とは、團體交渉によつて協定された事項である。

團體交渉は、單に、傭主と労働組合の代表者とが、労働條件の變更其の他について、意見を交換し、討議をなす行爲であつて、必らずしも、團體協約の成立を結果するものでなく、協議が纏つた場合に、はじめて、團體協約として成立するのである。



團體交渉の當事者たるものは、必らずしも、労働組合たることを必要としないが、特定の目的のために一時的に成立したるが如き臨時的の集團は、團體の意思を決定表示すること不完全であり、従つて、その目的を達成すること困難なりと言はざるを得ない。

團體交渉は、一定の規律の下に結束し、團體的訓練を有する、強力なる労働組合に支持せられなければ、その機能を完全に發揮することができない。

團體交渉は、雇傭契約に於ける傭主の從來の立場に著しい變更を生ずるものではないが、勞資間の誤解を除き、協調的精神を誘發し、爭議發生の機會を減少し、従つて、産業の平和と發展とに好影響を及ぼすものである。

## 第二節 團體協約の法律的保護

現行法上、團體協約は、謂はゆる紳士協約であるから、その履行は當事者の誠意を以て限度とし、若し、その一方が恣にこれを破棄したとしても、法律的救済を求

むることはできない。

しかしながら、團體協約の普及は、労働運動の發達に伴ふ必然の現象で、これが法律的保護を與ふことは、労働運動の健全なる發達を所期する所以でもあり、ドイツ・フランス・フィンランド・イタリー等の諸國に於ては、それぞれ特別法を設けて、その法的効力を保障してゐる。

我國に於ても、ワシントン労働總會の決議に基き、第四十四議會に提出すると傳へられた、農商務省作成の「工業労働法案」(大正十年二月九日、國民新聞所載のもの)第五條には「慣習又ハ工業主團體及從業者團體間ノ協定ニヨリ一週中ノ一日又ハ數日ノ就業時間ヲ第三條ノ就業時間以下ト爲シタルトキハ行政官廳ノ許可又ハ當該團體間ノ協定ニ依リ其週間ニ於ケル他ノ日ノ就業時間ヲ一日ニ付一時間以内延長スルコトヲ得但シ當該週間ノ就業時間ハ第三條ニ定メタル一週ノ就業時間ヲ超ユルコトヲ得ス



工業主又ハ從業者ニシテ其團體ヲ組織セサルモノニ在リテハ其代表者前項ノ協定ヲ爲スコトヲ得」とし、第六條には「第三條ノ規定ニ依ルコトヲ得サル特殊ノ事由アル場合ニ於テハ工業主團體及從業者團體間ノ協定ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ得テ同條ノ規定ニ異リタル就業時間ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ協定中ニ定メタル一期間ノ就業時間ハ之ヲ一週ニ平均シテ同條ニ定メタル一週ノ就業時間ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定し、大正十四年發表の勞働組合法案（社會局私案）は、その第十二條に「勞働組合カ雇傭條件ニ關シ雇傭者又ハ雇傭者團體ト契約（勞働協約）ヲナシタル場合ニ於テ協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トス無効ナル部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ」と規定した。

又、第五十六議會提出、社會民衆黨勞働組合法案第十條は「勞働組合カ雇主又ハ其ノ團體ト勞働協約ヲ締結シタル場合ニ於テ之ニ反スル組合員ト雇主トノ單獨契約條項ハ無効トス」とし、昭和四年十二月、日本大衆黨大會に於て議決した、同黨勞働

案第六條は「勞働組合カ雇傭者又ハ雇傭者團體ト賃金時間其ノ他ノ勞働條件ニ關シ勞働協約ヲ締結シタル場合ニ於テハ協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トシ無効ナル部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ」とし、第五十八議會に社會民衆黨、日本大衆黨、及勞農黨より共同提案された勞働組合法案は、その第十一條に、前記、社民黨案第十條を以てした。

後日、勞農黨は左翼政黨としての立場から、勞働組合法案に對し、小委員會を設けて考究し、昭和五年七月五日の同黨常任執行委員會に於て成案を得た。それによると、團體協約に關してはその第九條に「勞働組合ハ團體協約ノ主體タルコトヲ得、雇傭者ハ勞働組合トノ團體協約ヲ拒絶スルコトヲ得ス」とし、第十條に「雇傭者ハ勞働組合トノ團體協約ニヨリテ定メラレタル勞働條件ヨリ劣惡ナル條件ヲ以テ勞働者ヲ雇傭スルコトヲ得ス」と規定してある。

昭和四年十二月七日、勞働組合法制定に關する社會政策審議會答申は「勞働協約



ニ關スル規定ハ組合法中ニ之ヲ設ケサルコト」としたため、これに基いて起案された、社會局、昭和四年作成第一、第二草案は、何れも團體協約につき規定を缺如してゐる。

社會政策審議會が、労働組合法案中に、團體協約の規定を除外した理由は、

一、我國の現状に於て、團體協約締結の實例は極めて少數で、これが法律上の効力を確定して、労働取引の法的安全を期せなければならぬといふ時機に到達してゐないこと。

二、假りに、その必要が早晚生ずるものとしても、これまで一二の法案に規定されたような原則的規定のみでは、法的安全を保障する上に於て不十分で、歐州諸國の立法例に見る如く、協約の形式手續、例へば文書の形式や登録又は供託方法等協約の法的効果を規律するに必要なことを一括して規定すべきであつて、且つ又労働協約を締結するのは、労働組合に限らないから組合法中に強

いて、原則的規定を取入れることなく、我國の實例慣行を考慮して、實情に即する特別法を制定すること。

といふのであるらしい。この見解に對しては、相當議論の余地があり、社會民衆黨等は「我國の如き反動的封建的社會狀勢經濟事情の下に組合の活動を承認せしめんとする以上、労働者に與へられたる團結の自由を組合法中に明記するに非ざれば組合の自主的發展は意外の障害を受けることゝなつてくる。特に我國の時代錯誤法たる治安警察法あり行政執行法ある今日に於ては、團體交渉權の確立を組合法中に明記することこそ、本法制定の目的を達成するために必要なことであり、有意義なることを確信し之を強く主張する。」(社會政策時報、昭和四年十月號所載、社會民衆黨の主張する労働組合法要綱、片山哲氏)とし、其の他の無産黨も各々独自の立場から反對論を強調してゐる。



## 第二章

## 第一節 概 説

謂はゆる職人の團體、又は、家内工業者、手工業者の團體と、親方、問屋、請負業者等とが、賃銀等に關して、協定を行ふ事實は、明治以前より存在するが、これらは團體交渉或は團體協約の觀念を以てすべきではない。

何となれば、これ等の者は、近世の工場鑛山の労働者の如く、隷屬的労働をなすものではなく、其の勞務の性質は、獨立的であつて、従つてその團體も、労働組合と言ふよりは、寧ろ、小工業者乃至は小商人の同業組合に近いものであるからである。

本來の團體交渉・團體協約は、労働組合を一方の當事者とするものでなくてはならぬ。我國に於ける團體交渉の事例としては、明治三十七年頃より、神戸のマツチ軸木同業組合と軸木職工組合とが、慣習的に團體交渉を行つたことを擧げることが出

来る。その後、明治四十一年九月、愛媛縣伊豫郡祇部村の陶器製造職工が祇部窯業労働組合を組織し、使用者の團體である伊豫陶器同業組合と賃銀の協定を行ふ慣例ありと傳へられてゐるが、最も近代的意義をもつものは、明治四十三年七月、歐文植字工組合歐友會が、東京の秀英舎、築地活版所、その他數工場との間に「歐文工を使用する有志工場は、必らず歐友會員を以て之れに充つること」なる契約を結んだのがそれである。

これは、傭主が、労働者の團結權を認めて、労働組合員以外の者は使用しないといふことを明らかにしたもので、恐らく我國に於けるクローズド・ショップ（Closed shop）の最初の事例であると思はれる。（註）

（註）傭主が、労働組合員たる労働者も、否らざる労働者も、一視同仁し、兩者が同一工場や鑛山に稼働するものを、開放工場（Open shop）と言ふ。

これに反して、閉鎖工場といふのがある。即ち、クローズド・ショップである。これには、二つの相反した意味がある。一つは、労働組合員に對し、當該工場を閉鎖すること、即ち、労働組合員は一切



使用しないものである。他は、非労働組合員に對し、當該工場を閉鎖する意味であるが、更に、二つに區別出来る。

一つは、備主が、労働者を雇傭する際は、労働組合所屬員たることを要件としないが、一旦、採用した以上は必ず當該備主の承認する労働組合に加入する義務を負担させるものである。

他は、労働組合員にあらざれば、雇傭資格を認めないもので、これが、グロースド・ショップの最高形式で、かくて、始めて労働組合の獨占的性質、労働力供給の獨占に完全に發揮し得るのである。

しかしながら、我國に於て、團體交渉権といふが如き要求が、労働運動の具體的目標として叫ばれてきたのは、大正八年以降の労働運動勃興時代に屬する現象で、同年七月友愛會京都聯合會が（友愛會は日本労働總同盟の前身）、奥村電機商會に對し「集合契約の實行」を要求したことに端を發し、續いて、大正九年七月、友愛會紡織労働組合が、富士瓦斯紡績株式會社に對し「團結權の確認」を要求するに至つて、爾來、勞資間に於ける重要な係争事項となつたのである。

「團結權確認」の終局の目的とするところは、團體交渉權の獲得、集合契約の實行にあつたらしいが、會社は斷乎としてこれを拒否した。又、資本家のある者は、友

愛會の所期する團結權の確認なるものが、集合契約の實行にありとするならば、國家産業保護のために、友愛會を撲滅せねばならぬと強論した。

大正九年春の恐慌以來、我國の産業界は不景氣状態に陥り、労働條件低下、解雇、工場閉鎖等の脅威が相重つて労働階級を壓迫した。こゝに於て、労働組合は「團體交渉權」の獲得によつて、これに對抗せんとし、大正十年三月、足尾銅山の労働者によつて組織された、友愛會所屬全日本鑛夫總聯合會が、團體交渉權確認の要求を提出して、同盟罷業を行ふや、同年六、七月には、阪神地方を中心に、大小數十件の、團體交渉權の確認を目的とする争議の勃發を見るに至つた。

しかし、この運動は、組合側の敗北に終り、目的を貫徹したものは僅かにして、それとても、多くは、諮問機關的工場委員會を以て糊塗されてしまつた。（註）

（註）、藤永田造船所の争議に於て、協調會は、労働組合を基礎とする工場委員會（謂はゆる、ホキットレ一案）を以て、調停に立つに及び、労働組合側は、正面より團體交渉權の要求を振りかざすよりも、これに依つた方が戦術上有利なりとして、労働組合を基礎とする、工場委員會の設置を要求したのである



が、多くは労働組合と交渉なし、工場委員会の実施によつて結末を告げた。

又、傭主のあるものは、労働組合の鋭鋒を避けんがため、その緩衝地帯として、諮問機關的工場委員會制度を實施するものもあつた。

この運動の失敗の原因は、組合の發達日淺く、基礎不十分であつたことと、傭主側の組合忌避の意思が、濃厚であつたことに基くものであるが、この影響は、思想的には、民主主義の敗北であつて、サンデイカリズム思想の發展に好條件を與へたものゝ如くであつた。

即ち、團體交渉権爭議を行つたのは、友愛會であり、そのうちでも組合主義を標榜する關西側であつたため、關西側は、關東側の急進派より非難を受け、同年十月に開かれた大會に於て（この大會で友愛會は現稱の日本労働總同盟となつた）、急進派たる東京鐵工組合、黒色労働組合、京都聯合會等は「團體交渉権要求反對の件」を提案し、漸進派たる大阪聯合會、神戸聯合會、東京聯合會の一部、全日本鑛夫總聯合と拮抗するに至つた。同案は、九十二票對二十六票によつて漸進派の勝とはな

つたが。團體交渉権爭議の失敗が、サンデイカリズムの浸潤に好條件を與へたことは、これによつても、その一端を窺ふことができる。

爾來、團體交渉権の要求は、著しくその數を減じ、偶々あるも皆附從的な要求として及扱はれた。それは、經濟界の追撃的不況のため、労働組合は、賃銀問題とか解雇手當等の金銭的問題の直接的解決に忙殺され、團體交渉の如き抽象的要求は顧みる余裕もなかつたためでもあつたし、又、革命的サンデイカリズム思想よりも幾分の牽制を受けたためであつたと思はれる。

しかし、サンデイカリズム全盛時代も、大正十一年後半より凋落の傾向を生じ、遂に大正十二年の震災を轉機として、現實主義的社會民主主義が擡頭し、それが着々勢力を占むるに至つて、傭主側に於ても、徒らに労働組合を忌避することなく、健實なる組合に對しては、進んでこれと協調し、他方危矯なる運動の侵入を阻止せんとする政策をとるものも生じ、大正十三年九月、川北電機株式會社が、労働組合



純向上會の團體交渉權を承認したるを端緒とし、大正十五年には、海事協同會の設立、日本労働總同盟と東京製綱株式會社との團體協約の成立等を見るに至つた。

爾來、右翼派たる海軍労働組合聯盟、日本労働總同盟、純向上會、中間派たる日本窯業労働總同盟、日本労働組合總聯合等は、この種の政策を重視するに至つた。左翼派の團體は、右翼のそれを以て、あまりに妥協的、非階級的であると非難し、戰闘的團體協約權の獲得を目標としてゐるが、要するに、この運動は目下のところ、社會改良主義乃至社會民主々義を奉ずる組合の運動であつて、將來労働組合法の制定に伴ひ、重要な役割を演ずること、思はれる。

### 第二節 團體交渉權獲得運動

前節に述べた如く、團體交渉權の要求が、労働爭議の目標となつたことは、大正八年以後のことで、殊に大正十年は、團體交渉權の獲得を眼目とする爭議が、多數勃發したのである。

その後に於ては、大體、他の要求と併立的或は附從的に要求されたもので、團體交渉權のみを中心として争つた、大正十年のそれとは、稍々趣きを異にするものがある。

團體交渉權の確認を要求して、労働爭議を行つたものゝ内、主なるものは（大正八年—昭和五年七月）六十六件にして、これを年次別に見ると

大正八年	一	大正十五年	四
大正九年	一	昭和二年	七
大正十年	二五	昭和三年	七
大正十一年	一	昭和四年	六
大正十二年	二	昭和五年	一一
大正十三年	二	計	六六
大正十四年	一		



これを組合別に見れば

日本労働總同盟系 四一

日本窯業労働總同盟系 二

全國労働組合同盟系 八

(主として舊日本労働組合同盟)

日本労働組合總聯合 六

其他 九

計 六六

これを結果別に見れば

貫徹 一四

妥協 二〇

不貫徹 三二

計 六六

である。尙、日本窯業労働總同盟系の件数は、嚴格に見ると、大正十二年六七件大正十五年二四件であるが、そのうち前者は六七工場に後者は二四工場に同時に要求を提起したものであり、且つ従業員は十名前後の小工場のものであるため、一括して一件と見做したのである。

以下、その主なるものにつきその概要を記述する。

一、奥村電機商會に對する友愛會京都聯合會の集合契約實行の要求  
大正八年七月、友愛會京都聯合會は、奥村電機商會に對し「労働組合としての友愛會を承認せられたし」と要求した。

「組合承認」とは、集合契約の實行を意味するものであることは、友愛會機關紙「勞



「勤及産業」第八卷第九號所載「個人契約より集團契約に」と題する一文を見れば明瞭である。

試みに、その一節をとれば「労働者の個人個人の力は弱い。そこで組合を作る必要がある。労働者が個人として會社や事業主と契約するときは、不利な契約を強いられる。そこで、労働者は組合を作つて、その組合と會社や事業主と集團的契約をする必要がある。京都聯合會が奥村電機會社と争つて居るのは、即ちこの集團契約を必要とするからである」と言つてゐる。

又、「其の他、東京府下、龜戸の城東聯合會は、七月の總會に於いて、この集團契約に進む第一歩とも言ふべき、職工の代議機關を、會社に認めしむる件を議決し、又久原鑛業株式會社龜戸工場では職工の代議機關を認めて、小頭階級以外に十三名の職工代理者と、月一回、會社側と會見することゝなつた」と記されてゐる。

これに對し、奥村電機商會は、友愛會の要求を以て、意味判然せぬとして拒絶した。

## 二、富士瓦斯紡績株式會社に對する友愛會紡績労働組合の「團結權確認」の要求

大正九年七月、友愛會紡績労働組合は、富士紡押上工場に對し「團結權の確認」を要求した。

組合側の意圖した「團結權の確認」とは、組合運動の自由、組合加入の自由を意味する外、團體交渉權の確認、集合契約の實行をも包擁する、廣汎なる意義を有するものであつた。

これに對し、會社側は一健全なる労働組合の發達は、寧ろ歓迎するところで、これを壓迫する意思はないが、労働者の雇傭は、對個人の自由契約であつて、集合契



約を結べるものではないから、工場は使用人の解雇又は除名に對しては、當人以外の何人にも相談する義務なし」と答へたのである。

即ち、労働組合運動をなすことは勝手であるが、團體交渉権を認めることはできないとしたのである。

### 三、勝田汽船株式会社と友愛會海員部との團體協約

大正九年九月七日。勝田汽船株式会社は、友愛會海員部との間に

- 一、今後下級船員を當社船に採用するときは、凡て友愛會員を以てすること。
- 二、下級船員と當社船との労働契約は、凡て友愛會を経て交渉契約をなすこと。なる團體協約を締結した。しかし、これは友愛會海員部の要求によつたものではなく、會社側が、特殊の事情から、自ら進んでこの協約を結んだのである。

その事情とは、當時は未だ歐州戦争後日淺く、航海甚だ危険なりとの噂が盛んであつたので、乗組員は危険手當や航海手當の増額を機會あるたびに迫り、各汽船會

社はその對策に困惑しつゝあつた。こゝに於て、同社は種々考究の末友愛會海員部を交渉團體として、船員等の無節制なる要求を統制せんとして前記の如き團體協約を結ぶに至つたのである。

この協約は、大正十年、海員部が友愛會より分離して、日本海員組合を創立するに及び、同組合が引ついたが、大正十五年、海事協同會(後出)の設立によつて自然消滅となつた。

### 四、古河鑛業株式会社足尾鑛業所に對する友愛會全日本鑛夫總聯合

#### 會の要求

大正十年三月十六日、友愛會所屬全日本鑛夫總聯合會は、足尾鑛業所に對し「團結権を認め、爾後労働條件の維持改善は本組合と協議決定すること」を要求した。

そして、本要求を提出するに至つた理由を説明して曰く「團結権とは、つまり、労働者の當然の権利であるストライキ權のことであつて、我國では、法律を以て、そ



の利益を阻止されてゐる。然るに、資本家は資本家仲間でもトラストなどを組織して勝手に工場を締出し、又は、滅首をして、我等の生活を脅かしても、何等の制裁もない。甚だ不合理である。而して資本家は、我等の作れる組合の権利を故意に無視して、事毎に、我等の社會利益を蹂躪してゐる。故に、我等は、資本家をして、我等の権利を是認させ、我等の公平な権利を服膺させるのである」と。

この争議は幾多の曲折波瀾を経た後、四月十八日の勞資双方の會見によつて解決した。その結果は、前年の富士紡と同じく、團體交渉権は認めないが、全日本鑛夫總聯合會並に全國坑夫組合が、鑛業所の業務に支障を及ぼさざる限り、事實的存在を認め、その發達を妨害しないといふのであつた。

#### 五、大阪電燈株式會社に對する友愛會電業員組合の要求

大正十年四月二十八日、友愛會所屬電業員組合は、大阪電燈株式會社に對し「電業員組合の團體交渉権を確認すること」を要求した。

會社はこれに對し「團體交渉権は一般の問題として、これを研究すべきものにして、獨り本社が之れを認むるが如きは、到底不可能のことに屬す。

交渉権を認めずして、其の要求に對し回答するは、甚だ矛盾せるの憾あるも、要求の内容は、本社従業員の全般に利害關係を有するものと信するを以て、慎重審議を盡し、便宜上、其代表者に對し回答書を交付し、併せて、電業員組合員外の一般従業員に對し公表する所以なり」として一旦體よく拒絶したのであつたが、組合側の猛烈な要求により左記の如き覺書を交換するに至つた。

- 1、勞働條件に就ては勞働團體と交渉し、組合員各自とは一切交渉をなさざる
- こと。
- 2、勞働團體とは、會社に従業せる勞働者一百人以上を以て組織せる團體を言ふ。
- 3、會社内には數個の團體ある場合には、各個に交渉をなすこと。



- 4、會社従業員にして労働團體に加入せざるものは、各個に交渉をなすこと。  
 5、交渉不調の場合と雖、二週間以内は、その爭議に關し、解雇をなし又は同盟罷業をなさざることを。

以上の覺書の文面からすれば、團體交渉権を承認したもの、如く思はれるか、會社側は、覺書第一條は、團體交渉権や集合契約を認めたものでなく、只單に従來から不文律で行つてきた、賃銀や労働時間に關する問題だけについて、會社と職工團體が交渉をするに止まるものであると主張し、別に「労働調査委員會」なる諮問機關を作つたので、團體交渉権も骨抜の形となつてしまつた。

一方、友愛會側は「團體交渉権確認の問題が、集合契約から離れて、學者の謂ふ純理論に徹底しなくとも、實際運動としては、この程度で満足すべきものである」としたのである。

#### 六、攝津製油株式會社に對する友愛會安井支部の要求

友愛會は更に、五月二十八日、大阪市北區西野田の攝津製油株式會社に對し「労働條件及び職工の解雇については、友愛會安井支部に交渉し、決して組合員個人とは交渉せざることを」を要求した。會社は「本社職工のみによつて組織する團體に之れを認む」と回答した。即ち縦の組合としての安井支部の團體交渉権は認めるが、横の組合としての安井支部即ち友愛會所屬團體としての安井支部は認めないといふのであつた。かくて本社は、會社側、労働者側各六名より成る協議會を組織して、大正十三年頃まで、團體交渉を行つたが、職工代表と一般職工との諒解充分ならず、往々、職工側委員は、兩者の板挟みの状態となり、運用の圓滑を缺く嫌があつたので、双方合意の上これを廢止するに至つた。

#### 七、株式會社藤永田造船所に對する友愛會大阪造船労働組合の要求

大正十年五月二十七日、大阪造船労働組合は、藤永田造船所に對し、團體交渉権確認外數項の嘆願書を提出した。



會社側は、六月二日に至り、「團體交渉権は、慎重考究の要あるを以て、向ふ五日間以内に回答す」と答へたが、職工側は不満とし、再び要求書として前記の要求をなし、團體交渉権の内容に關して次の如く説明を附加した。

茲に團體といふは、大正十年四月三日、藤永田造船所敷津工場内に發會したる、大阪造船労働組合を謂ふ。但し以外の團體と雖、百人以上の會員を有する労働團體をも包む。

藤永田大阪造船労働組合は現に同所内二十六支部二千の會員を有す。

#### 主張

- 一、八時間労働制に依る生活賃銀の確立
- 二、夜業廢止及日曜休日
- 三、労働保險制度の確立

#### 會員の資格

- 一、滿十五歳以上たること
- 二、藤永田造船所の職工たること

#### 交渉の範圍

- 一、一般賃銀の高下
- 二、労働時間
- 三、作業上の諸設備
- 四、組合員の解雇

#### 交渉方法

工場主の選擇により適宜之を定められたし。

以上の要求に對し、會社側は、六月四日「團體交渉権の問題に關しては、其の交渉内容範圍及労働組合組織の方法等に關して、尙一層慎重なる調査研究を要するものと認むるを以て、此後適當なる方法を以て、従業員側の意思をも參酌して、最も今日の情勢に適應する方法を案出せんとす」と回答したが、職工側は依然満足せず賀川豊彦氏に應援を依頼したので同氏は左記の如き調停案を會社に提案した。



## 賀川氏の調停案内容

## 一、承認すべき労働團體

會社は合理的方法を用ひ、暴力と脅迫によらず、立法的精神を旨とする労働組合を承認す。

## 二、承認すべき團體

1、藤永田造船所内に於ける、百名以上の労働組合を認め、各個人に交渉せずして組合に交渉す。

2、藤永田造船所内に二箇以上の労働組合のある場合は、各組合別に交渉すること。

3、藤永田造船所内に、労働組合に加入せざるものある場合には、各個人に交渉すること。

## 三、交渉の内容、範圍

1、一般賃銀の高下

2、労働時間の長短

3、工場の設備

4、解雇事項に關すること

## 四、交渉の方法

1、交渉委員若干名を、労働組合に於て選出し、會社側と交渉す。

2、藤永田造船所内の各部に於て交渉條件の趣きを異にする場合は、各部に労働組合の交渉委員を設くること。

3、一年若干回、會社側と労働組合側は、互に合議相談決定するため、交渉會を開くこと。

賀川氏は六月五日、前記調停案を携へ、會社顧問前野芳藏氏と熟議の結果、左記覺書の通り會社側が讓歩することゝなつた。

## 賀川、前野兩氏間の覺書

一、藤永田造船所内に於て従業員なる労働者のみを以て組織する組合を、交渉團



體として認むべし。

二、其の團體の内容組織方針交渉の範圍及方法に關しては、工場主側労働者側より相當委員を選出し、速時調査會を組織し、審議決定するものとす。  
右の覺書の成立と共に、爭議は殆んど解決を見んとしたところ、僅かの手違から一時不調となつたが、その後兩者は諒解する所となり、六月八日會社側は左の如き回答をするに至つた。

### 回 答 書

(イ)藤永田造船所内に於て従業する労働者のみを以て組織する組合を、交渉團體として認むべし。

(ロ)其團體の内容組織方針交渉の範圍及方法に關しては、工場主側と全労働者と隔意なき方法に依り。選出せる相當人數の委員を以て、直に調査會を組織し、審議決定するものとす。

而して回答の「説明概要」として「今回提出されました要求の主なるものは一團體交渉權の承認でありまして、委員方から承れば、既に、大阪造船労働組合なるものが出來て居りまして、此種の團體が出來るに従つて、其代表者が、職工側の利害問題につき、工場主と交渉する權利を認めよとの御申出かと存じますが、何分、吾國にはまだ労働組合の法律もない位で、工場主と職工衆との間には、雇者被雇者が各別に約束した労働條件を守る外なき有様であるから、此の分では、職工側の意見を工場主へ傳へることも難かしい状態で、双方の不利益となることもないとは限りませぬから、弊所でも、工場委員會とか、労働調査會とか申すものを設けてはと思ふて居ります折柄、此の要求が出たのでありまして、工場の能率を高めて、双方の利益を進めるためには、決して悪い考ではないと信じます、さりとて、職工側の意思のまゝに作られる組合が、屹度、全體の職工方の利益となり、幸福を増すに限るとも思はれぬ點があり、一步を誤れば、却て國の産業を衰へさせるような事がない



とも言はれませぬから、弊所では。組合の目的とか、組織方法とか、主義方針とか十分に調査を悉して、利多くして、害の少いものを得たいと考へ——職工側の御意見をも参酌して、時代に適應する善良の機關を作ることになると答へた次第であります。是でも得心なされませぬから、双方調査會を組織し、十分協議の上、作り上げた團體のみを認めて、相互交渉の機關としたいと、答へた次第であります——以下略」と述べた。

職工側は、以上の回答に満足せず、あくまで大阪造船労働組合を承認せしめんとし、この間、協調會は、會社側回答を基礎として次の如き調停案を作つて兩者に提示した。

#### 協調會の調停案

一、工場内に従業する労働者を以て組織する組合を交渉團體として之を認め、横斷組合の支部たる組合も同様に之を承認す。

二、右交渉の方法は工場委員制度による。但し工場委員制度の組織内容方針に就ては、別に之を定む。

協調會はこの調停案を組合側に示し、前記第一條の一致點を見出す方法として、大阪造船労働組合の現在の綱領目的(註)を變更せしめ、穩健なる方針の下に行動することを條件として、折衝したところ、友愛會長鈴木文治氏は、現在同組合の綱領は餘りに理想に走り過ぎた嫌はあるが、これの變更を條件とせず、相互の諒解の下に變更するならば、或は可ならむと讓歩の色を見せたが、會社側は、依然として強硬なる態度をとつたため、遂に調停成らず、かくて總ての調停者退き争議は益々悪性を帯ぶるに到り最後に日野國明氏(辯護士)の盡力により、六月二十一日、解決することができた。その内容は前記六月八日附回答中の第一項たる交渉の範圍は主要左の事項となすの意思であると、即ち

一、一般的賃銀の増減



## 二、作業時間の伸縮

三、保健、衛生、互助、共済、其他職工全般の福利増進の爲めにする事件

## 附記

労働者が他の労働團體に加入する自由を妨げず

との聲明書を發表したのである。かくして、職工側は、藤永田造船所職工組合なる縦断組合を作り、會社と交渉することゝなつたが、事實は一種の諮問機關であつてたゞ横断組合加入の自由を承認したゞけである。

(註) 大阪造船労働組合の綱領

金力に依る社會階級を打破し、以て、正義と、自由と、労働と、愛を基調とせる新社會の實現を期するため、労働者の團結を提唱す。

## 八、株式會社川崎鐵工所に對する友愛會大阪機械労働組合の要求

大阪市西區古川町所在題記會社職工百五十名は、大正十年五月、團體交渉權其の

他の要求を提出して怠業を行つたが、目的を果さずして終結した。

## 九、木戸鐵工所に於ける従業員の要求

大阪府東成郡鶴橋町題記會社の職工約三十名は、大正十年六月、工場主に對し、團體交渉權外數項の要求を提出したが、工場主は、相當の時期を待つて承認するとして、拒絶した。

## 一〇、合資會社村尾造船所に於ける従業員の要求

大阪府東成郡敷津村所在、題記會社に於ける職工等は、近隣なる藤永田造船所の爭議に刺戟され、大正十年六月、團體交渉權の確認外數項の要求を提出した。

職工側は、怠業又は罷業を行つたが、結局、會社側は、「團體交渉權の件は現今の狀勢に於て的確に交渉權の確認等の言を弄するを欲せず、之に代ふるに本工場内に労働調査會を設け、社員及従業者側より委員を選出し、労働條件に關し、今後社長



の諮問機関として互に協議を遂ぐるものとす」と回答した。

一一、株式会社油谷工作所に對する友愛會の要求

大阪市北區西野田所在、題記會社の職工百十五名は、全部友愛會員であるが、大正十年六月に入り、團體交渉權の確認外數項の要求を提出した。

會社側は、團體交渉權の要求は承認したが、その他の問題は拒絶した。

一二、相澤造船所に對する、友愛會大阪造船労働組合の要求

大阪市西區所在、題記造船所職工約二百八十名中、百七十餘名は、友愛會大阪造船労働組合に加盟し、大正十年六月、團體交渉權の確認外五項の要求を提出し、同盟罷業を行つたが、團體交渉權の問題に關しては、他工場同様工場内に於ける、職工團體のみの團體交渉權を認めることとして解決した。

一三、株式会社増田伸銅所に對する友愛會玉江支部の要求

大阪市北區玉江町所在、題記會社の職工(百九十名)の大部分は友愛會に加盟して

ゐた。大正十年六月、職工側は、團體交渉權外數項の要求を提出したが、會社側はこれを拒絶した。

一四、株式会社白谷鐵工所に對する従業員の要求

大阪市北區上福島所在、題記會社職工百五十名は、(内若干名は友愛會に加盟してゐた)大正十年六月、團體交渉權外三項の要求書を提出した。

會社は、一旦、團體交渉權は承認したが、突如、工場閉鎖を行ひ、職工全部を解雇してしまつた。

一五、株式会社山中鐵工所に於ける従業員の要求

大阪市西區春日出町所在題記會社の職工約百名(内若干名は友愛會に加入)は大正十年六月職工一同の連名を以て、團體交渉權確認の件を要求したが貫徹しなかつた。



## 一六、株式會社伊藤製鋼所に於ける友愛會大阪機械勞働組合の要求

大阪府西成郡大和田村所在の題記會社職工の大部分は、(全職工百九十名)大阪機械勞働組合に加入し、大正十年六月、團體交渉權の確認外數項の要求をなし、同盟罷業を行つたが、會社の態度強硬にして、軟化職工續出したため、組合側の敗北となつた。

## 一七、小野鐵工造船所に對する立憲勞働黨大阪造船勞働組合の要求

大阪市西區中口町所在題記工場の職工等約二百五十名は、大正十年七月、所主に對し、團體交渉權の確認外數項の要求を提出し、同盟罷業をなしたが、結局、左の如き妥協條件にて解決した。

- 一、小野鐵工造船所の職工のみを以て組織する、諸團體に對しては、工場經營に差支なき範圍に於て左記各項につき其の交渉權を認む。

## 1、一般的賃銀の増減

## 2、作業時間の伸縮

## 3、保健、衛生、互助、共濟其他職工全般の福利増進のためにする事項

二、前記意見の開陳につきましては造船所以外の人を交えざること

三、當所職工は任意に他の團體に加入し得ざるものとす

## 一八、株式會社住友電線製造所、住友製鋼所に於ける團體交渉權確

## 認の要求

住友電線製造所に於ける職工約千三百名は(その内友愛會、大阪機械勞働組合、電線工組合及伸銅工組合新進會等に加入して居たものが多數あつた)大正十年六月十三日、「團體交渉權を確認せられたし」外數項の嘆願書を提出した。

同じく製鋼所の職工約千七百名も(内約三百五十名は友愛會大阪機械勞働組合島



屋支部を組織してゐた)、同月十六日に「團體交渉權の確認」外數項の嘆願書を提出し、共同戦線を張り、同盟罷業を行つた。

一方、姉妹關係にある住友合資會社尼崎伸銅所の職工もこれに呼應し、これ等職工の組織する伸銅工組合新進會の名に於て、會社に警告を發する等事態は紛糾したが、結局、「當所内職工の意見を徴する方法として、議員の半数は會社指名の社員により、半数は職工選出に依る、工場協議會を組織し、労働時間、物價指數の高低に順應する最低賃銀の増減、保健衛生、危害防止、互助救済、娛樂、休養、風紀、教育其他職工の幸福増進に關し、會社の諮問又は議員の提案を審議調査し、その決議を會社に提出せしむべし」との工場協議會制度を發表し、同時に横斷組合加入の自由を許した。

#### 一九、三菱内燃機製造株式會社、川崎造船所に於ける團體交渉權確認の要求

大阪地方に於ける勞資の爭議白熱するや、六月八日、十二日、十八日、二十六日の四回に亘つて、神戸労働者大會が開かれた。

參加團體は、友愛會系の六組合(神戸造船労働組合、神戸鐵工組合、東神鐵工組合、神戸電氣工組合、電正會、神戸鐵道工組合、神戸印刷工組合)で、大會の目的は藤永田造船所等の爭議を援助するための寄附募集にあつたが、大阪に於ける労働爭議に自ら眩惑的熱情を感じ、第一回大會の宣言中には「苦惱の裡に我等は今度の恐慌を忍んできたが、財界の不況は今や益々我等の生活を脅すことになり、我等は解雇手當の心配をせねばならぬことになつた。これ我等の同志が繁に罷工する第一の理由である。この苦境を脱れ得る唯一の道は無産の労働者が團體として資本主義に打ち掛かることである。即ちこの失業苦の最も多く叫ばれて居る時に團體交渉權の絶叫される所以である。——」とあり、第三回大會の宣言中には「吾等の同志が機械的待遇の下に置かれ居る工場に於て、其の人間化の第一歩としての團體交渉權確認の要



求に對しては、彼等の懐柔と籠絡に都合よき縦斷組合のみを認め、事實に於て此正當なる要求を一蹴し去らんとす。彼等の懐柔と籠絡から脱するに非ずんば、我等の人間性を恢復し得るものではない。故に我等は全國的横斷組合を背景としたる團體交渉權の確認を要求す」とし、團體交渉の機關としての「労働組合を基調とする工場委員制度の實現を期す」と決議した。この周圍の狀勢は、六月二十五日、三菱内燃機製造株式會社の爭議によつて爆發するに至つた。即ち内燃機の職工は、神戸發動機工組合員一同として、「横斷組合の承認」「團體交渉權の確認」等の嘆願書を提出したるに端を發し、二十七日には川崎造船所の電氣工作部（電氣工組合電正會）職工は「企業立憲の原則の採用」「團體交渉權の確認」外數項の要求を會社に提出することを申合せ、これが順次造船、造機、造兵、兵庫各工場の動搖となり、電氣工作部はその提携運動を開始する一方要求の提出を暫時差控へたが、電正會は七月二日、「工場委員制度を採用すること」(註)「他の労働組合に加入する自由を認むること」外數項

を提出するに至つた。

(註) 労働委員會の組織概要

- 一、委員會は指名委員及選出委員を以て組織し前者は企業主之を指名し後者は職工中より之を選出すること。
- 二、選舉資格は年齢二十歳以上勤続六ヶ月以上のものに限る。
- 三、指名委員の數は選出委員の數を超へざること。
- 四、委員會は一年四回以上之を開くこと其他必要に依り臨時會を開き得。
- 五、委員會は労働條件並に保健衛生危険防止、補償互助共濟娛樂休養風紀教育其他福利増進に就ての問題。

これに對し會は電正會なるものを認めずとして要求書を受理せず、七月四日電氣部職工は再要求書を提出したが拒絶され、又同日兵庫工場職工、八日には造船部職工、十一日には造機部職工、十二日には製罐部職工等はそれ／＼、同一内容の要求



書を提出したが何れも拒絶され、更に十四日には各工場一齊に右要求を提出したが直ちに拒絶されてしまった。

三菱内燃機の争議は、更に造船各部相呼應して共同闘争を行つたが、強硬に拒絶されてしまった。

この間、六月二十九日、在神戸の友愛會系の諸團體は「神戸労働組合聯合團」を組織しあくまで「團體確認運動」を起すこととし、七月四日、左の決議をなした。

#### 決議

我等は神戸市の各工場主に對し労働組合の確認を要求す。

#### 理由

近時各地に頻發する労働争議の根源は、從來資本家が労働者の合理的運動なる労働組合に對して、不當なる壓迫と干渉とを與へたる結果に外ならずと信ず。故に資本家は此際速かに労働者の團結權を確認し、以て労働組合の自然的成長を阻害

せざる公正なる態度を採る事は、我國の産業を振興せしむる上に於て緊切なるを痛感し、茲に團體確認を要求するものなり。

而して賀川豊彦、久留弘三、須々木純一の三氏を交渉委員に指定し、八名の實行委員を擧げて、神戸製鋼戸、川崎造船所等に對し

一、貴工場の労働者が他の労働團體に加入するの自由を認めて下さい。  
一、貴工場に現在ある労働團體を確認して下さい。

との書を手交して、一週間後に回答を求めたが、何れも拒絶されてしまった。

#### 二〇、株式會社久保田鐵工所尼崎工場に於ける團體交渉權確認の要求

久保田鐵工所尼崎工場に於ては、職工側の動搖を見越して、七月、工場委員會の制度を發表したところ、友愛會加入職工等はこれに満足せず。

一、横斷組合及び交渉權を確認すること。  
二、職工雇傭及び解雇を職工側に計ること。



三、賃銀引上げ引下げを職工委員に計ること。  
等の要求を提出した。これに對し會社側は、横斷組合は承認しないが縦斷組合なら認める、しかし職工の雇傭解雇等につき組合側に相談することはできないと答へたが、種々曲折を経て遂に左の覺書の如き、諮問的工場委員會の實施によつて解決した。

## 覺書

- 一、當工場内に左の内容を有する委員制度を實施すること。
- (一)作業時間の伸縮、物價指數の高低による最低賃銀の増減、衛生設備其他職工の福利増進に關し之れを委員會に諮問し、其の決定は之を尊重し、實行に努むること。
- (二)解雇手當は今回に限り委員會に附議し其の決議を即時實行すること。
- (三)委員の選出は所主の指名したる委員と、當工場の労働者側より選出する委員とは同數にして、議長はその中より互選す。

(四)選舉區の決められたる場合に於てはその選舉區に於て投票する事を原則とす。但當工場内労働團體に屬するものにして、其の團體が選舉區の定數に達せる場合は其の所屬團體に於て選舉をなすことを妨げず。

二、工場内に於ける友愛會支部若くは他の團體を設くる事を妨げず。但し工場外の加入者は之を認めず。尙交渉團體と認むるものにあらず。

其他、ダンロップ護謨株式会社、臺灣製糖株式会社神戸製糖所等にもこの種の要求が提出されたが、何れも貫徹しなかつた。

## 二一、武庫川護謨株式會社に對する友愛會の要求

兵庫縣尼崎市所在題記會社の職工(百五十名)は、全部友愛會尼崎第四支部に加盟してゐた。

職工等は、大正十年七月、團體交渉權承認の要求を提出した。これに對し、會社



側は一旦拒絶したが、結局「會社内にて工場委員制度を認むること、但し委員數は會社側職工側同數なること、委員長は會社側が占むること」として妥協解決した。

### 二二、日本リーパー・ブラザーズ株式會社に對する、友愛會尼崎合同

#### 労働組合の要求

兵庫縣武庫郡所在、題記會社の職工約二百名は、全部友愛會尼崎合同労働組合武庫川支部に加入してゐたが、大正十年七月、事業縮少による一部職工の解雇に端を發して争議となつた。

當時會社は、會社側六名、職工側六名を以てする工場委員制度を設けてゐたが、職工側は、これに満足せず、その撤廢と、團體交渉權確認の要求を提出したのである。これに對する會社側の回答は次の通りである。

- 一、労働委員會を設置すべし
- 二、總從業員の三分の二の選出せる委員を認め、賃銀及福利につき協議す。

### 二三、乾鐵線株式會社に對する、友愛會武庫川支部の要求

兵庫縣武庫郡大庄村所在題記會社の從業員は、大正十年八月、左の如き要求を提出して、同盟罷業を執行した。

- 一、工場委員制度の實施
- 作業時間の伸縮、物價高低に依る最低賃銀の増減、衛生設備改善、その他職工の福利増進に關し決議決定すること。

委員の選舉は、會社の指名委員と同數とし、議長はそのうちより互選すること

二、外數項

これに對し、會社側は、労働組合加入の承認を許して妥協した。

### 二四、愛知時計株式會社に對する從業員の要求

題記會社、職工等は、大正十年十月労働組合を組織して待遇改善の要求をなすこととなり、左の如き要求書を、全労働者の名に於て提出した。



- 一、團體交渉權を承認すること。
- 二、工場委員會制度を敷くこと。
  - イ、工場委員會は労働者六名會社側四名より成る。
  - ロ、工場委員の被選舉權は労働者にして入社後六ヶ月より生じ、選舉權は労働者全部之を有す。
  - ハ、工場委員會決議の權限は左の各項の通りすること。
    - A、労働時間
    - B、労働者就職解備
    - C、最低賃銀額
    - D、工場法扶助規定による扶助額
    - E、其の他工場内労働者諸規程

外數項(略)

これに對し、會社側は、團體交渉權の確認は、未だその時期に非すと拒絶し、工場委員會制度は調査研究中として留保した。

労働者側は、更に

- 一、團體交渉權の要求は之を撤回し左の代案を加ふ。  
會社は職工其他従業員的一般労働組合に加入する自由を承認すること。
- 二、工場委員會制度は原案通り即時實行すること。  
を要求したが、結局、不貫徹に終つた。

尙、職工側は、最初は「愛知時計電機株式會社職工協議團」なる名稱を用ひたがその後名古屋労働者協會に大部分加入した。しかし、爭議の解決とともに、全部同會を脱會した。

二五、攝州酒樽製造業組合(兵庫)と日本労働總同盟灘製樽工組合との  
團體協約

題記兩組合は、慣習的に賃銀の協定を行つてゐたが、大正十年九月頃、西宮地方の事業主對職工間に爭議起り、その結果、毎年三月に、賃銀協定を行ふことの協約



を結ぶに至つた。(第三章第六節二一参照)

## 二六、灘竹材組合と日本労働同盟灘輪竹工組合との團體協約

灘竹材組合は、大正十年當時、頻々として發生する爭議に鑑み、その豫防策として、同年九月、灘輪竹工組合の團體交渉権を認め、毎年八月に賃銀協定を行ふこととした。(第三章第六節二〇参照)

## 二七、日本商工株式會社堺木管工場に對する日本労働總同盟堺合同労働組合の要求

堺合同労働組合は、大正十二年七月、題記會社に對し、待遇改善の要求と共に、團體交渉権承認の要求を提出したが、貫徹しなかつた。

## 二八、名古屋陶畫工組合の團體交渉権獲得運動

元來、製陶業は家内工業であり、他の諸産業の多くが、大工場組織となつた現在でも、製陶業は未だ家内工業として成立し得る状態にある。その主なる理由は、製

造が簡易であり、且つ多額の設備を要しないこと、製造家は、直ちに成形操作をなし得る程度に調製された原料を供給されること、従つて、その生産費も、家内工業であると、大工場組織であると、大した差がないためである。故にその經營の形態も、小規模のものが多く、従つて、その労働條件も一定せず、賃銀等も比較的低い状態にある。

かくの如き事情にあつたので、大正八年七月、名古屋地方に於ける約四百五十名の個人經營の繪付業者に、雇傭せらるゝ従業員は、名古屋陶畫工組合を組織して、待遇改善の運動を起したのである。

同組合は、最低賃銀制の樹立と、團體交渉権の獲得とを目的とし、大正十二年一月三十日、事業主側の團體たる名古屋陶磁器貿易商工同業組合第二部(繪付業者)に對し、要求書を提出したところ、拒絶され、爭議となつた。

二月八日、事業主四十名が、同業組合事務所に集合し、爭議の對策を協議中、同



事務所に荒谷宗治氏（名古屋陶畫工組合顧問）外八十余名の爭議團員殺倒し、強硬なる交渉を重ね終に、左記の如き協約書に調印せしめた。

尙、これに勢を得た爭議團員は、残余の工場主を訪問し、翌九日までに、大部分の調印を了して、爭議は解決した。

然るに、協約書に調印した事業主等は、右調印は、脅迫により調印したものでありとし、その取消を労働組合に通知したが、組合はこれを受けず、全部一括して事業主側に返送した。

協約書

- 一、現在ノ畫工ノ收入ニ三割以上増加スルヤウ値上スルコト、但シ就業年限五年以上經過シタル滿二十歳以上ノ男子ニ對シラハ最低賃銀金二圓五十錢以上ヲ保證スルコト
- 婦人、少年者、五十五歳以上ノ老年者、不具者及特ニ低能ト認メラル、モノハ

之ニ準シテ協定ス

- 二、作業時間ハ一日正味十時間トスルコト
- 三、毎日曜日ヲ公休日トスルコト
- 四、陶畫工組合ヲ交渉團體ト認メ從業畫工ヲ雇入ル、場合ニハ組合ニ優先權ヲ與フルコト

右協約候也

大正十二年二月八日

名古屋陶畫工組合

工場主氏名

備考 前記の如き形式の協約書を伊藤由太郎外六十六工場主が各別に調印した。

かくの如く、本協約は成立當時より其の効力につき、疑の存するものであるが、



とも角、一度調印せるものであり且つ争議の脅威等より、協約成立後、暫くは、事業主もその實行に意を用ひたるものゝ如きも、逐年の不況は自然協約不履行となり殊に南洋向輸出品の繪付に於て一層甚だしく、協約の骨子たる、最低賃銀金二圓五十錢が殆んど有名無實になつたため、大正十五年八月、南洋向繪付業者との間に、再び争議勃發し、更に新協約の成立するに至ることは後記の通りである。

南洋向以外の繪付業者は、それほど事業不振ならず、協約の不履行も甚たしからざりしたため、當時争議の勃發を見なかつた。

而して右協約は、今日如何に取扱ふべきものであるか。事業主側は、成立當時より効力を否認して居るが、組合側は、これが有効を信じ、協約上の権利義務は、名古屋陶畫工組合へ、中部陶畫工組合より、更に現在の名古屋陶畫工組合に引継ぎたるものと見てゐるが、實際に於ては、協約は全く履行せられてゐないようである。

## 二九、株式會社名古屋製陶所と名古屋陶畫工組合の協約

名古屋陶畫工組合が、最低賃銀制の樹立と、團體交渉權の獲得とを目的として、伊藤由太郎工場外六十六工場と争議の結果、協約成立したことは前項の通りであるが、同組合に屬する本工場畫工部の職工も、均衡上、同様の労働條件を確保する必要ありとし、大正十二年二月、最低賃銀制定其の他に關する要求を提出し、同盟罷業を續くること二十余日にして、同月二十三日、左の協約を結んで解決した。

### 協約書

株式會社名古屋製陶所ト同社畫工部職工トノ間ニ於テ左ノ條項ヲ協約ス

但シ賃銀ニ關スル諸協約ハ滿二十一才以上ノ男子ニシテ現業五ケ年以上連續従業スルモノニ付是レヲ定ム

#### 一、賃銀ノ件

(イ)請負部ハ(出來高拂制度)二圓五十錢也ヲ一日ノ標準賃銀單價トスルコト

(ロ)時間部ハ(普通時間制度)新タニ割増制度ニ改メ一割五分以上增收スルコト



二、労働時間

労働時間ハ株式會社名古屋製陶所工場規定第五條ニ依ル

第七條ヲ第六條トシ左ノ如ク校正ス

「業務上ノ都合ニヨリ時間外労働ヲ必要トスル場合ニハ豫メ就業職工ノ同意ヲ求ムルコト」

三、休日

休日ハ株式會社名古屋製陶所工場規則第六條ニ依ルヘシ

但シ爾今之ヲ第七條トス

四、附 項

會社ハ名古屋陶畫工組合員ノ故ヲ以テ解雇又ハ雇入ヲ拒絕セサルコト  
右相互立會協約ヲ遂グ本書ニ通ヲ作り各其一本ヲ携フルモノトス

大正十二年二月二十二日

株式會社名古屋製陶所

支配人 吉 田 重 雄

畫工代表者 今 井 忠 教

外 三 名

立 會 人 荒 谷 宗 治

外 三 名

三〇、日本發動機株式會社に對する日本労働總同盟神戸機械工組合の要求

神戸機械工組合は、題記會社に對し、大正十三年六月、團體交渉權外數項の要求を提出した。

會社はこれに對し「日本労働總同盟加盟組合を公認し、組合員の解雇、傭入其他労働條件に關する一切の事項を團體交渉する」ことを約した。



### 三一、古莊染工場(京都)に對する日本勞働總同盟京都染物勞働組合の要求

京都染物勞働組合は、大正十三年十月、古莊染物工場に對し、團體交渉權の要求を提出したが、貫徹せず終つた。

### 三二、日本燃料株式會社と日本勞働組合評議會京都合同勞働組合との團體協約

本社は、大正十四年七月七日、職工解雇問題より紛議を生じ、その解決條件として、退職手当制度その他の件につき、團體協約を結び、又將來「従業員の一身上一切の事項は京都合同勞働組合と協議の上決定すること」を約した。

その後、該組合評議會の解散後、暫く單獨組合として存立してゐたが、指導者を失ひ、自然消滅となり、従つて本協約も廢滅に歸した。

### 三三、日本電熱器株式會社と日本勞働組合聯合電氣機技工組合との

#### 團體協約

大正十四年十月二十九日、大阪市北區同心町所在日本電熱器株式會社は、日本勞働組合聯合關西聯合會所屬電機技工組合天滿第一支部との間に、勞働時間、昇給率解雇並に退職手当等三十二ヶ條より成る團體協約成立した。詳細不明。

(備考) 日本勞働組合聯合は、日本勞働組合總聯合の前身である。

### 三四、東京製網株式會社、日本勞働總同盟製網勞働組合を公認

東京製網株式會社は、大正十五年二月、勞働運動の大勢を察し、日本勞働總同盟を公認し、團體交渉によつて、勞働條件の維持改善を行ふべく、從來存在せる、關東合同勞働組合川崎支部を製網勞働組合と改稱せしめ、従業員は、組合に加入すべきこととした。(第三章第六節四參照)

### 三五、日本無線電信電話株式會社に對する日本勞働總同盟東京鐵工組合の要求



東京鐵工組合は、大正十五年二月、日本無線電信電話株式會社に對し、「労働組合を公認し、工場委員會制度を設置し、會社と従業員全體との密接なる連絡をはかること」を要求した。

會社はこれに對し、「従業員と會社幹部との意思の疎通をはかるため、なるべく兩者の代表者により協議すること」とした。

### 三六、神戸燐寸軸木同業組合と神戸燐寸軸木職工組合との間に「製

#### 軸懇談會」成立

軸木職工組合は、明治三十七年五月頃創立されたもので、使用者團體に於てもこれを是認し、労働條件に關しては、團體交渉によることを慣例としてきた。

しかるに大正四年以來、數回に互りて、賃銀問題に關し紛争を生じたので、大正十五年五月「製軸懇談會」なる勞資協調の機關を設け、労働條件に關しては、双方の代表委員合議の上協定することとした。(第三章第六節三參照)

### 三七、東京電機工業會社に對する東京電機工友會の要求

大正十五年五月、東京電機工友會(單獨組合)は、東京電機工業會社に對し、團體交渉權承認の要求を提出したが、會社側は之れを拒絶した。

### 三八、東京染布株式會社に對する日本労働總同盟關東合同労働組合の要求

大正十五年九月、本社従業員は會社に對し「今後従業員雇入れの際は、従業員代表と會議の上入社せしむること、従業員の承認せざる他の従業員は即時解雇すること」其他數項の要求を提出して同盟罷業を行つた。

その結果、會社側は「今後従業員雇傭に際しては、會社の人事係及關係組頭の他に、組合の選任する従業員代表二名を參加會議せしめたる上、會社に於いて之れを決定すること」とした。

### 三九、肥田工場と中部陶畫工組合との團體協約



肥田工場(名古屋市)は、大正十五年七月、職工整理の必要を生じ、中部陶畫工組合(名古屋陶畫工組合は、大正十三年三月、中部陶畫工組合と改稱した)と協議したが纏らず、遂に争議となつたが、互譲して、左記の如き契約を結ぶに至つた。しかし、その有効期間たる昭和二年二月に至り、事業主が協約の更新を肯んせず紛議を起したが、結局、協約の内容は従前通り尊重するも、文書の作成交換をなさざることをして解決した。

契約書

肥田一三ヲ甲トシ肥田工場従業員代表者荒谷宗治ヲ乙トシ左ノ契約ヲ締結ス

一、普通職工最低賃銀ヲ一日二圓八十錢トス

但シ特別約束アルモノハ此ノ限ニアラス

二、公休日ヲ毎日曜日トス

公休日ヲ除キ一箇月ノ作業日ヲ二十五日トシソノ中仕事ノ都合ニ依リ休業三日

以上ニ對シテハ各自ノ平均日收ノ五割ヲ甲ヨリ補助スルモノトス

三、賃銀ノ値上ケ及ヒ値下ケヲ必要トスルトキハ左ノ順序ニ依リ協議ス

イ、甲ト工場従業員代表者

ロ、甲ト中部陶畫工組合代表者

ハ、甲ト日本製陶労働同盟代表者

右三段ノ協議アル迄ハ同盟罷業ヲ爲シ又ハ工場閉鎖、解雇、賃銀減額等ヲナスコトヲ得ス

四、婦人職工分娩スル時ハ日給全額ヲ與フルモノトス

五、本人ヨリ申出テタル場合ノ外婦人職工ヲ職業以外ノ家事炊事等に使用スルコトヲ得ス

但シ特別ノ約束アル者ハ此ノ限リニ非ス

六、職工ヲ解雇スル時ハ左ノ手當ヲ支給ス



イ、勤続満一箇月以上ノモノ月收一箇月分但二十五日ヲ以テ一箇月トス

ロ、勤続一箇年以上ハ滿一箇月ヲ増ス毎ニ二日分ヲ加フ

ハ、勤続六箇月以内ノ者自己ノ都合ニ依リ退職スルトキハ手當ヲ附セス

ニ、不正ノ行爲ヲナシタル時ハ自己ノ希望ニ依リ他工場ニ轉勤スル等ノ場合ハ

責任ヲ完フセサル時ハ甲ハ乙トノ相談ノ上解雇手當ヲ減額シ又ハ支給セサル

コトヲ得、但シ大正十五年五月十日以前ノ勤続月數ハ二箇月ヲ以テ一箇月ト

計算ス

七、一日ノ作業時間ハ正味十時間トシ時間外作業ニ對シテハ左ノ割合ニテ割増手

當ヲ給ス

イ、三時間以内 二割増

ロ、五時間以内 三割増

ハ、五時間以上 五割増

右ノ契約ハ甲乙双方ノ同意スルニアラサレハ變更シ又ハ廢止スルコトヲ得ス  
本契約ハ大正十六年二月五日迄有効トス  
本契約書ハ正副二通ヲ作り甲乙各一通ヲ所持ス  
大正十五年八月三日

肥田  
荒谷 宗二

四〇、梶浦工場外十一工場と中部陶畫工組合と團體協約

大正十二年二月、伊藤工場外六十六工場と名古屋陶畫工組合との間に、最低賃銀  
其の他につき、團體協約の成立をみたことは、既述の(二八)通りであるが、輸出陶  
磁器業は、逐年不振を極め、漸次、協約の履行も不完全となつた。

偶々、前記の如く、肥田工場に於ける爭議が、勞働者側の有利に解決するや、こ  
れに勢を得て、中部陶畫工組合は、大正十五年八月二十一日、前協約に調印せる六



十七工場中、協約の不履行最も甚だしい、南洋向繪付業、二十四工場主に對し、協約履行の要求をなし、約一ヶ月に互り罷業の結果、愛知縣調停課長大河原昌勝氏等の調停により、九月二十八日より十月初旬にかけて、二十四工場の爭議は解決した。

その中、左記五工場は解決條件として、左記の如き協約を締結した。

梶浦藤吉と中部陶畫工組合トノ協約

梶浦藤吉トシ中部陶畫工組合武馬文左衛門ヲ乙トシ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 甲ノ經營スル繪付工場ニテハ中部陶畫工ノ組合員ニ限リ雇傭ス

第二條 繪付料ハ窯代、畫料、原料代ノ三種ニ分チ各内容ヲ明示シテ甲乙ニ於テ協

議作製ス

第三條 繪付料ヲ値上又ハ値下スルトキハ前條ニ從ヒ協議協定ス

第四條 新畫又ハ新型畫付ハ前條ニ從ヒ協議協定ス

第五條 普通職工ノ最低賃銀ヲ一日金二圓八十錢トス

普通職工トハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ本業ニ五年以上從事シタルモノトス

第六條 新ニ職工ヲ解雇スルトキハ工場在勤別職工代表者ト相談ノ上行フモノトス

第七條 單價ハ別に協定ス

右ノ契約ハ甲乙双方ノ同意アルニアラサレハ廢棄シ又ハ變改スルコトヲ得ス

本契約書二通ヲ作製シ甲乙各一部ヲ所持スルモノトス

大正十五年九月二十八日

名古屋市東區筒井町四丁目三十二番地

梶 浦 藤 吉

名古屋市東區長塚町四ノ六

中部陶畫工組合代表 武 馬 文 左 衛 門

福富利三郎及橋本清五郎ト中部陶畫工組合トノ協約

覺 書



福富利三郎(橋本清五郎)ヲ甲トシ中陶畫工組合武馬文左衛門ヲ乙トシ左ノ契約ヲ締結ス

- 一、甲ノ經營スル畫付工場ニテハ中部陶畫工組合員ニ限り雇傭ス
- 二、普通職工ノ最低賃銀ヲ一ヶ月七十圓ヲ目標トシテ單價ヲ協定ス
- 三、日曜祭日ヲ公休日トス
- 四、時間外作業ハ三時間以内五割増三時間以上七割増公休日ハ十割増
- 五、新ニ職工ヲ雇入レ又ハ解雇スルトキハ工場在勤職工代表者ト相談ノ上行フモ

右契約ハ甲乙双方同意アルニ非ラサレハ變改スルコトヲ得ス

大正十五年九月三十日

事業主ノ住所 氏  
 組合代表者 同 名

櫻井義和及山口庸太郎ト中部陶畫工組合トノ協約

契約書

櫻井義和(山口庸太郎)ヲ甲トシ中部陶畫工組合代表者武馬文左衛門ヲ乙トシ左ノ契約ヲ締結ス

- 第一條 甲ノ經營セル畫付工場ニテハ中部陶畫工組合員ニ限り雇傭ス
- 第二條 普通職工ノ最低賃銀ハ一日二圓八十錢トス
- 第三條 繪付料ハ窯代繪料代原料代ノ三種ニ分チ各内容ヲ明示シテ甲乙ニ於テ協定作製ス

第四條 繪付料ヲ値上又ハ値下スルトキハ前條ニ倣ヒ協定ス

第五條 新畫又ハ新型畫付ハ前條ニ倣ヒ協定ス

第六條 第三條ノ協定繪畫料ニ達セサル繪畫ハ甲ニ於テ問屋ニ對シ拒絕スルモノト

ス



萬一甲ノ專斷ニテ引受ケタルトキハ繪畫料ノ損益ニ拘ラス職工ニ對シテハ最低賃銀ヲ保證スルモノトス

第七條 新ニ職ヲ雇入又ハ解雇スルトキハ工場在勤職工代表者ト相談ノ上行フモノトス

第八條 一日作業時間ハ正味九時間トス

第九條 毎日曜日ヲ公休トス

第十條 職工ノ失業救済貯金其他ノ共濟事業ノ實行ニ附テハ甲ハ乙ノ代表スル組合ノ事業ヲ誠實ヲ以テ援助スルモノトス  
右契約ハ甲乙双方ノ同意アラサレハ廢棄又ハ變改スルコトヲ得ス

大正十五年十月二日

事業主組合代表者署名印

尙、次の七工場は、労働組合と協約することを欲せず、労働者代表の名に於て、

前記各工場と内容を同じうする協約を結んだ。

伊藤 由太郎	梶 梗平次郎	九月三十日協約成立
森 利一	島 田 秀吉	十月一日協約成立
亀谷 房之助		十月六日
早川 長松		十月十三日
加藤 榮太郎		

(備考) 昭和三年四月十八日、中部陶畫工組合は、東部陶畫工組合と合併し、名古屋陶畫工組合と改稱した。かく協約の一方の當事者を變更したのであるが、組合側は依然協約は有効なりとしてゐる。

然れ共、實際に於ては、労働組合の勢力の衰微と、繪付業の不振のため、協約の履行は完全に行はれず、事業主の多くは、協約を打ち忘れたるが如き態度を持してゐる。

四一、株式會社川北電機製作所と純向上會との團體協約



本社には、大正十一年頃から、日本労働總同盟系の大阪機械労働組合と、大阪鐵工組合（當時は單獨組合であつたが、後に日本労働組合總聯合の支柱となつた）とが對立し、軋轢を重ねて、兎角、工場の安寧秩序と生産能率を阻害せんとする傾向があつたので、大正十三年九月四日に至り、議會政策による産業立憲主義を標榜する純向上會を公認し、團體交渉權を附與することゝなつた。（第三章第六節一參照）

#### 四二、株式會社田中機械製作所（大阪）に於ける産業委員會

本社は、大正十一年以來、數次に互つて労働爭議續發し、殊に、日本労働總同盟と、舊日本労働組合評議會の二組合支部存在したゝめ、各々が勢力擴張争ひをして紛争を起す状態にあつたので、種々考慮の結果、大正十五年十月、純向上會長八木信一氏を労働顧問とし、同氏を通じて、純向上會を承認し、産業委員會を設置して労働條件の維持改善の機關とすことゝした。（第三章第六節二八參照）

#### 四三、山村製塲所（西宮市）日本労働組合總聯合硝子工組合を承認

山村製塲所は、大正十五年十月、數回の爭議に鑑み、勞資協調の一策として、團體交渉權を承認することゝした。（第三章第六節一四參照）

#### 四四、東京織物株式會社 日本労働組合總聯合所屬日本勞技會綾瀬

##### 支部を承認

東京織物會社は、大正十五年三月、工場内に日本勞技會綾瀬支部組織され、組合公認の爭議を起したゝめ、種々考慮の結果、十一月に至り、時の専務玉村滋雄氏は自己の在任中を條件として、組合の團體交渉權を承認した。（第三章第六節一二參照）

#### 四五、株式會社徳永硝子製造所と日本労働組合總聯合との團體協約

本工場には、評議會、總同盟、總聯合の三組合鼎立し、各自派勢力の擴張に寧日なく、著しく生産能率を阻害したので、工場主は、三組合中最も穩健なる總聯合の



締付工場として、他の二組合を排斥した。(第三章第六節一三参照)

#### 四六、海事協同會の成立

大正十五年九月、逓信當局は帝國海運の發達を期するため、日本船主協會、日本海員組合、海員協會の三者の結成を指令したため、同年十二月、各關係代表者の協同委員會を開催し、その決議により「海事協同會」なる團體を組織し、海上勞働問題解決のため、團體協約權を確立し、船主對船員の協同機關とした。(第三章第六節三二参照)

#### 四七、下品野陶磁器製造業組合と下品野陶工組合との團體交渉

下品野陶磁器製造業組合は、愛知縣東春日井郡品野町字下品野一圓に散在する、加藤勇次郎外七十の陶磁器製造工場主より成る同業組合である。

昭和元年十二月中、事業不振の結果、賃銀値下を斷行したところ、日本製陶勞働同盟所屬の下品野陶工組合との間に、爭議を惹起し、同縣調停官吏の斡旋により、

昭和二年一月十日解決したが、其の際、將來に於て、賃銀の値上、値下げなをす場合は兩組合協議の上決定すべしとの口約をした。その後兩組合は、その口約を守り引續き團體交渉をしてゐる。

#### 四八、株式會社行政學會印刷所の工場委員會

本社は、大正十五年末、事業整理のため、爭議を起したので、日本勞働總同盟出版勞働組合と一切の問題を協議決定する方針をとり、同組合の幹部田中小二郎氏を社員格に採用して、組合を基調とする工場委員會制度を實施した。(第三章第六節三一参照)

#### 四九、水野工場外八十二工場と日本窯業勞働總同盟瀨戸陶工組合の

##### 團體協約

昭和元年十二月、瀨戸陶磁器工商同業組合は、賃銀値下を發表したところ、瀨戸陶晝工組合はこれに反對し、組合員雇傭の水野銀次郎工場外八十一工場主を相手とし



て、同盟罷業を行ひ、愛知縣調停官吏の調停により解決した。

その解決條件中に「將來賃銀を變更する場合には、前以て組合と協商の上行ふ」との意味の覺書を交換した。(第三章第六節一六參照)

#### 五〇、工船蟹漁業水産組合と日本海員組合との團體協約

昭和二年二月二日、題記兩者間に於て、左記の如き團體協約が締結された。この團體協約に包含せらるゝ船主は十四名、船舶二十隻、船員約七〇〇名に達する。尙この協約は、昭和三年三月、更改されてゐる。(本項六四參照)

#### 覺書

工船蟹漁業水産組合と日本海員組合との間に蟹工船乗組員普通船員雇傭契約を協定すること左の如し。

#### 記

#### 一、給料

#### 第一號表の通り

#### 二、九一金額と配給方法

九一金支給額は一箱につき一等品金參拾錢、三等品金拾五錢宛とす。

九一金割當は平等支給を原則とす。但し各船員勤怠の成績に應じ、高給船員に於て普通船員の代表者と協議の上之を定む。

水産學校生徒は乗組定員として雇入れたる者の外は普通船員と見做さず。

#### 三、出漁期間、作業時間

工船作業時間一日十二時間以内とす。但し漁撈其他作業の状態により一日、十六時間まで延長することを得。

#### 四、時間外作業手當

時間外作業手當は其都度計算の手數を省き一漁業期間を通じて一人につき手當として金參拾圓を支給す。



## 五、失業手當

漁期満了解雇の場合は失業手當として一ヶ月分の給料に相當する金額を支給す但し自己の都合に依り下船する場合は之を支給せず。

## 六、保健衛生

農林省監視船乗組公認醫師をして一般投薬施療に従事せしむ。各船は出來得る限り公認醫師を乗組ましむべく努力すること、病室に關しては船室の許す範圍に於て之を設備す。

## 七、食糧品

食料金は一人に付一ヶ月貳拾圓とし之に相當する現品を支給す。

## 八、消耗品

作業に必要な消耗品は船主の負擔とす。但作業靴に限り實費の半額は船員の負擔とす。

九、從來本協定以上に優待せられたる慣例は本協定の爲めに低下せらるゝことなし。

上記各條件を協定し更に左記各項を實行することを約す。

- 一、普通船員の作業の監督及統制は一切船長の權限たるべきものとす。
- 二、普通船員雇入に關しては日本海員組合の選定又は承認を受くべきものとす。
- 三、船員にして職務怠慢若くは船内の秩序を亂す行爲又は不穩の行爲ありと認めたる場合は海員組合函館出張所に送還す。
- 四、何れの場合たると如何なる種類の物品なるとを問はず船員は之を船内に於て販賣することを得ず。若し之に違反したる者は中途之を送還す。
- 五、上記三及四項の條件に相當する場合は失業手當並に九一金を支給せず。但給料は函館到着の日まで之を支給す。

本協定の確實なることを證する爲、覺書三通を作製し双方代表者記名調印し各一



通を保有するものとす

昭和二年二月二日

工船蟹漁業水産組合代表者 須田孝太郎  
日本海員組合代表者 藤井親義

第一號表

蟹工船普通船員給料表

(神宮丸改正給料表) 一、九二六年

甲板部	
水夫長	60.00
倉番	48.00
舵夫	48.00
"	48.00
"	46.00
"	45.00
水夫	44.00
"	43.00
"	41.00
水夫見習	26.00

司厨部		機關部	
賄長	60.00	火夫長	66.00
料理人	47.00	"	48.00
"	43.00	"	47.00
給仕	43.00	倉番	46.00
料理人	42.00	副罐番	45.00
給仕	41.00	"	44.00
"	39.00	火夫	44.00
		"	43.00
		"	43.00
		"	42.00
		"	42.00
		"	41.00
		"	41.00
		火夫見習	26.00



## 五一、瀬戸陶磁器商組合と瀬戸荷造業組合との團體協約

瀬戸陶磁器組合は、瀬戸町所在の一二六陶器販賣業者の同業組合である。(荷造労働者二九〇名)

昭和二年四月、名古屋市内に於ける荷造賃金の値下は、瀬戸町に於ける同業者にも影響し、瀬戸陶磁器工商同業組合商業部に於ては、協議の結果、二割乃至三割の荷造資金の値下をなさんとし、瀬戸荷造組合に交渉中の處容易に纏らず、此の状態に慊らざる同業組合の反幹部派を以て組織しつゝある、陶磁器商組合員等は、同業組合の折衝協定を待たず、自己組合に於て、値下問題を解決せんとし、自己組合の承認(陶磁器商組合を團體交渉の相手方として承認せよとの意)と一割値下の承認方を荷造業組合へ交渉したる處、荷造業組合側は従業同業組合と賃金を協定し來れる慣行を破る能はずとして拒絶し、爲めに兩者間に爭議を生じ、昭和二年五月六日に至り漸く解決し、別記の如き覺書を交換した。

## 覺書

- 一、瀬戸荷造業組合ハ瀬戸陶磁器商組合ノ賃金一割値下ヲ承認スルコト
  - 二、瀬戸陶磁器商組合瀬戸ト荷造業組合トノ間ニ於ケル今後ノ作業上ノ條件ハ双方ヨリ同數ノ交渉委員ヲ選出シ相談ノ上決定スルモノトス
- 右覺書二通ヲ作成シ双方ニ各一通ヲ保管スルモノトス

昭和二年五月六日

瀬戸陶磁器商組合 組合長 加藤 鎮三 郎

瀬戸荷造業組合 組合長 大協 與三 郎

(備考) 瀬戸陶磁器商組合は、陶磁器工商同業組合(商業部)員中の反幹部派によりて組織されたる組合なれば、徒に内紛を生ずるの虞ありしを以て、瀬戸警察署の勸説により、昭和二年十二月和解成立し、反幹部派が、瀬戸陶磁器工商同業組合商業部に復歸するの前提として、瀬戸陶磁器商組合を解散するに



至りたるを以て、この團體協約は自然消滅となつた。

### 五二、水野陶磁器工業組合(愛知)と水野陶工組合との團體協約

水野陶工組合は、昭和二年三月、賃銀値上の要求を提出し、同盟罷業を行つたが、その解決條件中に「今後相談の際は、兩組合より三名づゝ相集り他人は一切入れざる」とあるは、水野陶工組合の、團體交渉権を認めたとする。第三章第六節一五参照)

### 五三、ライディングサン石油會社に對する日本勞働總同盟神奈川聯合會石油

#### 勞働組合の要求

總同盟石油勞働組合は、神奈川縣鶴見町所在の、ライディングサン石油會社に對し、昭和二年五月、團體交渉権確認の要求を提出したが、拒絶された。

### 五四、乾鐵線株式會社に對する日本勞働組合同盟尼崎勞働組合の要求

日本勞働組合同盟所屬尼崎勞働組合は、昭和二年五月、乾鐵線株式會社に對し、

爭議を起し、團體交渉権の一項を含めて要求したが拒絶された。

### 五五、淡路製紙株式會社に對する日本勞働組合同盟淡路向上會の要求

淡路向上會は、昭和二年六月、淡路製紙株式會社に對し、爭議を起し、團體交渉権の容認を要求し、會社は、一旦それを是認したが、直ちに全職工を解雇するに至つた。

### 五六、大洋漁業合資會社と日本海員組合との團體協約

昭和二年六月十六日、兩者間に左記の如き團體協約が締結された。この團體協約に包含さるゝ船舶は歐羅巴丸、神武丸の二隻であつた、協約期限は、當該年度漁期間に限られてゐる。

#### 覺 書

大洋漁業合資會社と日本海員組合との間に昭和二年度の鮭鱈工船(神武丸、歐羅巴丸)乗組普通船員特別雇傭契約を協定すること左の如し



## 一、給料

備船中なるを以て現在の儘とし兩船買船契約成立と共に兩船の給料を統一するものとす、但し現給より低下することなし。

## 二、作業手當の配給方法

一漁期間に對し神武丸の平均給料三ヶ月を各自に支給、配給方法は給料に按分して支給するものとす、但し勤務成績に應じ双方協議の上決定するものとす。

## 三、出漁期間中の作業時間

一日十二時間以内とす、但し作業の状態により一日十六時間迄延長することを得。

本項の作業時間は午前六時に始り食時及休憩時間を含む。

## 四、時間外作業手當

其都度計算の手数を省き一漁期間を通じて一人に付金貳拾圓也を支給す。

## 五、特別賞與

勤務成績の優秀なるものに對し適宜支給す。

## 六、保健、衛生

各船とも醫師を乗組ましめ投藥施療に従事せしむ。

## 七、食料

現在の儘とし漁期中夜食料として一人一箇月神武丸七圓五拾錢歐羅巴九圓五拾錢也に相當する現品を給與す。

## 八、作業用消耗品

特殊作業に必要な消耗品は大洋漁業合資會社に於て支給す。

上記條項を協定し更に左記各項を實行することを約す。

一、船員は漁期中船舶運航の本務以外工船事業遂行上必要な業務に従事するも



のとす。

二、普通船員作業の監督及統制は一切船長の権限たるべきまのとす。

三、船員にして職務怠慢若くは船内の秩序を亂し事業遂行上妨害ある行爲をなしたる者に對しては中途函館に送還することあるべし、此場合は手當金を給與せざることを得。

四、船員は如何なる場合たると如何なる種類の物品たるとを問はず、之を船内にて販賣することを得ず、若し之に違背したるものは前項同様の處置を受くるものとす。

五、普通船員扶助規程は可及的速かに大洋漁業會社に於て制定す。

六、作業終了函館歸着後の處置に就ては目下傭船關係なるが故に決定不可能なるも近き將來買船契約成立するものとし一切は函館歸着後双方代表者協議の上決定するものとす。

以上

本協定の確實たることを證する爲め覺書二通を作製し双方代表者記名調印し各一通を保有するものとす。

昭和二年六月十六日

大洋漁業合資會社

代表若支配人

鈴木幸太郎

日本海員組合

代表者

藤井親義

念書

大洋漁業合資會社と日本海員組合との間に協定したる昭和二年度の待遇條件覺書中其の第一項給料は現給の儘とあるも兩船の給料は差額あるに付歐羅巴丸の給料額を神武丸の平均給料額迄引上ぐることを承認す。其差額は漁期終了函館歸着と同時に責任を以て計算支拂ふ事を確約す。

昭和二年六月十六日

大洋漁業合資會社

事務部長

鈴木幸太郎



## 日本海員組合御中

## 五七、洋晒工業會に對する日本勞働組合總聯合纖維勞働組合の要求

北大阪一帯に散在する洋晒工場職工約二、〇〇〇名は、昭和二年八月、總聯合纖維勞働組合應援の下に、事業主の同業組合たる洋晒工業會に對し、左記の如き要求を提出して同盟罷業を行つたが、不貫徹に終つた。

團體交渉權を確認すること。

(イ)勞働條件の改廢及從業員の雇入解雇は本組合と協議の上決定すべきこと。

(ロ)本組合は工場の作業能率の増進に努め、工場主は組合の事務の便宜を圖るべし。

## 五八、上條鑄物工場(埼玉)の日本勞働總同盟東京鐵工組合公認

本工場は、數回續いて爭議の發生をみたので、工場主が自發的に組合を公認し、昭和二年十月これを發表した。(第三章第六節五參照)

## 五九、合資會社福治工場(埼玉)日本勞働總同盟東京鐵工組合公認

福治工場は、昭和二年十一月、東京鐵工組合の團體交渉權を公認した。(第三章第六節六參照)

## 六〇、東京珙瑯株式會社に對する日本勞働總同盟東京鐵工組合の要求

東京鐵工組合は、昭和二年十一月、東京珙瑯會社に對し、「從業員に關する一切の條件は組合側と協議の上決定すること」を要求した。

これに對し會社側は、なるべく協議する方針をとることを、口約して解決した。

## 六一、東洋可鍛製鐵所外二工場の産業委員會

大阪市所在、株式會社東洋可鍛製鐵所、永柳コルク製造株式會社、日本冷蔵株式會社の三社は、純向上會の締付工場の觀あり、昭和二年十一月頃より株式會社田中機械製作所に於けるが如き、産業委員會を隨時開催して、勞資の協調に力めてゐる。

## 六二、野田醬油株式會社爭議に於ける日本勞働總同盟の「團體協約權」



## に對する態度

昭和二年九月に勃發した、野田醬油株式會社の爭議は、翌昭和三年四月に至る、約八ヶ月も繼續した大爭議であるが、組合側は、要求條項の第七に「團體協約權承認」を掲げた。昭和二年十一月、關東同盟會長松岡駒吉氏の解決私案（外務省政務次官森格氏を通じて鈴木内相に諒解を求める際の解決私案である）には「團體協約權の確認は、勞資相互の誠實と理解とを基礎とするに非ざれば意義を爲さず、殊に勞働組合は之によつて重大なる責任を分擔するを以て、強いてこれを行はんとするものではない。」として、團體協約を行ふには、勞資の信義を必要とするもの故、強いて之れが貫徹を主張するものでないことを明らかにした。

## 六三、内外蓄音器商會（兵庫）に對する日本勞働組合同盟兵庫縣聯合會の要求

組合同盟兵庫縣聯合會は、昭和三年二月、内外蓄音器商會に對し、團體交渉權確

認の要求をしたが、拒絶された。

## 六四、大阪帶皮會社に對する日本勞働總同盟大阪金屬勞働組合の要求

總同盟大阪金屬勞働組合は、昭和三年三月、大阪帶皮會社に對し、團體交渉權を容認するやう要求したが、拒絶された。

## 六五、工船蟹漁業水産組合と日本海員組合との團體協約

昭和三年三月二十四日、兩者は次の如き團體協約を締結した。尙。本協約は同年十二月十日、更改された。（第三章第六節二五參照）

## 覺 書

工船蟹漁業水産組合と日本海員組合との間に蟹工船乗組普通船員雇傭契約を協定すること左の如し

## 一、給料標準率

水夫長 六〇圓―六五圓

火夫長 六〇圓―六五圓



司 長	五五圓—六五圓	大 工	五五圓—六〇圓
油 差	四五圓—五五圓	料理人	四五圓—五五圓
舵夫及倉庫番	四五圓—五五圓		

副 罐 番	四五圓—五二圓	給 仕	三五圓—四五圓
水 夫	三八圓—四八圓	火 夫	四一圓—四八圓
水夫見習	二六圓—三〇圓	石炭夫	三五圓—三八圓
火夫見習	二六圓—三〇圓		

二、工船が林航中は、通船員の給料は一割減とし食料は一人一ヶ月十六圓とす、但し本船發航又は修理中は全給とす。

三、製造手當

製造手當として乗組全員の俸給の五ヶ月分を支給するものとす。其の割當方法は豫算を原則とし船内統御者と乗組員代表者に於て海員組合幹部立會の上協議決定

するものとす。

四、特別手當

勤怠の成績及漁撈の状態に於て適宜支給するものとす。

五、出漁期間作業時間

工船作業時間一日十二時間以内とす。

但し漁撈其他作業の状態により一日十六時間迄延長することを得。

六、時間外作業手當

時間外作業手當は其都度計算の手數を省き一漁期間を通じて一人に付手當として金三十圓を支給す。

七、解雇手當

解雇の場合は雇入期間の如何に係はらず手當として一ヶ月分の給料に相當する金額を支給す。



但し自己の都合により下船する場合は之れを支給せず

#### 八、保健衛生

農林省監視船乗組公認醫師をして一般投薬施療に従事せしむ、各船は出来得る限り公認醫師を乗組ましむべく努力すること、病室に關しては船室の許す限りに於て之を設備す。

#### 九、食糧品

食糧品は一人一ヶ月金二十圓とし之れに相當する現品を支給す。

#### 十、消耗品

作業に要する消耗品は船主の負擔とす。

但し、作業靴に限り實施の半額は船員の負擔とす。

十一、本協定以外に各船に於て特殊の事項は双方當事者協議協定すること。  
上記各雇傭條件を協定し更に左記各項を實行することを契約す。

一、普通船員の作業の監督及統制は一切船長の權限たるべきものとす。

二、普通船員雇入に關しては日本海員組合の選定又は承認を受くべきものとす。

三、船員にして職務怠慢若くは船内の秩序を亂す行爲又は不穩の行爲ありと認めたる場合は日本海員組合函館支部に送還す。

四、何れの場合たると如何なる種類の物品たるを問はず船員は之を船内に於て販賣することを得ず。

若し之に違反したる者は中途之を送還す。

五、上記三及四項の條件に相當する場合は解雇手當並製造手當及特別手當を支給せず。

但し給料は函館到着の日迄之を支給す

本協定の確實なる事を證する爲め覺書二通を作成し双方代表記名調印し各一通を保有するものとす。



工船蟹漁業水産組合 代表者 埜 邑 直 次  
 日本海員組合 代表者 藤 井 親 義

六六、松本鑄工場日本労働總同盟東京鐵工組合を承認

埼玉縣川口町の松本鑄工場は、昭和三年四月、日本労働總同盟東京鐵工組合川口支部を自發的に承認した。そして同時に、退職手当制度等を協議の上改善した。

六七、淺見工場(埼玉)日本労働總同盟東京鐵工組合を公認

淺見工場は、昭和三年五月、爭議の結果、組合側の團體交渉權を公認した。(第三章第六節七參照)

六八、株式會社長谷川鐵工所と純向上會との團體協約

昭和三年四月二十七日標記會社は、純向上會との間に團體協約を締結した。これより先、純向上會は、同工場の全職工を組合員に獲得したため、これを機會として團體交渉權の確認を要求し、交渉の結果目的を貫徹したものである。(第三章第六節

二九參照)

六九、伊藤鑄物工場(埼玉)に於ける日本労働總同盟東京鐵工組合の

公認問題

總同盟東京鐵工組合川口支部は、昭和三年五月、伊藤工場に對し、組合公認の要求をなした。しかるに本工場の従業員一二〇名中九〇名は總同盟所屬なるも、一一名は日本労働組合同盟關東合同労働組合川口支部に加入してゐたため、總同盟側が公認されるときは、組合同盟側の労働者は解雇さるゝ結果となるので、兩組合間に確執生じ、本問題は保留の形となつた。

七〇、村尾船渠株式會社(大阪)に對する日本労働總同盟大阪金屬勞

働組合の要求

大阪金屬労働組合は、昭和三年七月、村尾船渠會社に對し、組合公認の要求を提出したが、拒絶された。



七一、瀧澤鑄工場(埼玉)の日本労働總同盟東京鐵工組合を公認

本工場は、昭和三年九月、自發的に東京鐵工組合を承認し、その團體交渉権を認めた。(第三章第六節八參照)

七二、九州商船株式會社(長崎)に對する日本労働組合同盟海員向上

會の要求

組合同盟所屬海員向上會は、昭和三年十一月、九州商船會社に對し「團體交渉権を確認すること」を要求したが撤回した。

七三、大日本製氷株式會社大阪出張所に對する日本労働總同盟大阪

合同労働組合の要求

總同盟大阪合同労働組合大日本製氷支部は、昭和三年十一月、組合承認を會社に要求したが、不貫徹に終つた。

七四、知多製糖業組合(愛知)と知多中部製糖職工組合との團體協約

知多中部製糖職工組合は、昭和四年三月、賃銀値上を要求して爭議となつたが、その解決條件中、將來賃銀を變更せんとする場合は、七日前に相互に各組合長に通告することとした。(第三章第六節一七參照)

七五、東京クローム工場(川崎)と日本労働總同盟神奈川鐵工組合と

の團體協約

東京クローム工場は、昭和四年四月、組合側の要求により、神奈川鐵工組合の團體交渉権を承認した。(第三章第六節九參照)

七六、株式會社大阪製糖所日本労働總同盟大阪合同労働組合大阪製

糖支部公認

大阪製糖所は、昭和四年五月、自發的に、大阪合同労働組合を公認し、團體協約を結んだのであるが、その後組合側より協約を無視して罷業を行つたため、破棄された。(第三章第六節附記一參照)



七七、玉川水道株式會社(東京)日本勞働總同盟中央合同勞働組合玉

水支部公認

玉川水道株式會社は、昭和四年五月、爭議の結果に鑑み、勞働協調の一方策として、中央合同勞働組合玉水支部を基礎とする勞働委員會を設置した。(第三章第六節一〇参照)

七八、旭木管製造所(大阪)に對する日本勞働總同盟大阪合同勞働組

合の要求

大阪合同勞働組合は、昭和四年七月、旭木管製造所に對し、團體交渉權確認の要求を提出したが、拒絶された。

七九、株式會社大阪製鎖所に對する日本勞働總同盟大阪金屬勞働組

合の要求

大阪金屬勞働組合は、昭和四年八月、大阪製鎖所に對し、團體交渉權確認の要求

を提出したが拒絶された。

八〇、海軍勞働組合聯盟の團體交渉權確認問題

海軍聯盟は、大正十三年十月の第一回理事會に於て、團體交渉權確認の件を議決し、海軍當局に交渉したが、當局の意嚮は、海軍聯盟としての團體交渉權は認めないが、各工作廳所在地の組合の團體交渉權は認めるといふのであつた。

これに對し、組合側は毎年の聯盟大會に於て、團體交渉權確認の件を議決し、その容認方を交渉してゐる。昭和四年八月十五日、海聯時報所載、野村隆氏(聯盟主事)の執筆に係はる一文は、この間の消息を次の如く語つてゐる。

……「一體に雇傭者側は、勞働組合に團體交渉の機會を與えることを以て、自己の死命を制せられる問題であるかの如く考へ、極度にこれを回避しやうとするが、本來から謂へばこれ程馬鹿氣た迷蒙はない。尤も、既往に於ける勞働組合の團體交渉の發動が大低爭議勃發の前觸れをなして居ることを考へると、交渉權を組合に認め



て置くことは、資本家側を取つて著しい脅威の様に考へられぬこともないが、實はこれこそ本末顛倒の考へ方であつて、爭議の勃發は殆んど例外なく、日常に於ける圓滑なる團體交渉の行はれない結果であると言ふ方が至當である。今日の産業組織からすれば、團體交渉權の確認こそ、爭議最少化の一番近途である。

にも係らず海軍當局が聯盟の團體交渉を認めず、却つてこれに退歩的態度を示して來ると言ふことは譬へ複雑なる組織の下に置かれてある官業なりと雖も、遺憾事としなければならぬ。平和にして合理的な勞資の協同は、團體交渉を通じてのみなされるのだ。殊に、海軍聯盟の如き、全く同一性質で同一監督官廳の統一下にある聯合組合に對しては、其の聯合體をもつて、交渉團體とすることが、理論的にも實際的にも正當であると謂はねばならぬ。斯くする時、命令系統を破壊する恐れありとする海軍當局の懸念は、組合問題に限り現在の工廠軍位の交渉權容認を反對に中央に於て確認し、地方的な問題のみを工廠長に於て處理することに改むれば、決し

て其の憂はなき筈である。尤も、斯くして中央に交渉權を移す結果として、事實上には、其の交渉の席上に各工廠長の列席を必要とするに至るであらうことも考へられるが、海軍當局にして、勞働運動の重要さと其の將來に及ぼす影響の重大さを考慮さるゝに於ては、當局として進んで其の方法を講じ、其の機會を作らるべきものと信ずる。

能率増進と言ひ、經費節約と言ひ、災害防止と言ひ、何れも勞資の誠意ある協力を待たねば實績を擧げることとは到底望めないが、その協力こそは、圓滑なる團體交渉を通じて相方の意見を交換する所にのみ發現する。

此の問題は決して形式の問題ではない。飽くまでも實質的な問題である。其の意味に於て次期大會の最も眞剣なる討議を要求し、且つ海軍當局の理解ある回答を待つこと甚だ切なる問題である。

團體交渉を否定することは組合運動を否定することである。少なくとも平和なる産



業の改善はそれなくては期せられない。」

八一、汎建具製作所(大阪)に居る日本労働同盟大阪金屬労働組合の要求

大阪金屬労働組合は、昭和四年八月、汎建具製作所に對し、團體交渉權確認の要求をした。會社は追つて研究することゝしたが、その後、事業不振のため工場閉鎖の止むなきに至つた。

八二、合資會社桑野電機製作所(東京)日本労働同盟東京鐵工組合を公認

桑野電機製作所は、昭和四年九月、東京鐵工組合との間に團體協約を締結した。

(第三章第六節一一参照)

八三、濱田印刷所(大阪)に對する日本労働同盟大阪出版印刷労働組合南支部の要求

大阪出版印刷労働組合は、昭和四年十月、濱田印刷所に對し「團體協約を認むること」を要求した。

印刷所主は、「労働條件の問題は組合に相談する」ことの口約をした。

八四、東京織物株式會社と日本労働組合總聯合關東染色労働組合との團體協約

本社は、大正十五年三月、日本勞技會綾瀬支部との間に、専務玉村滋雄氏が任中を條件として、團體協約を結んだことは既述の通りであるが、同専務辭任と共に該協約は一時消滅した。

しかるに、昭和四年十一月、綾瀬支部は日本勞技會より分離し、關東染色労働組合を組織するに及び、これを機會として、専務菅原榮一氏の在任中を條件として、再び前回同様の協約を締結した。(等三章第六節一一参照)

八五、山陽無煙炭礦株式會社(山口)と純向上會との團體協約



昭和四年十一月二十五日、題記兩者間に、團體協約が成立した。協約締結の事情は、同炭坑に全國大衆黨系の運動が擡頭したため、これが鋭鋒を避くべく純向上會と提携したものであると言はれてゐる。(第三章第六節二參照)

八六、日本ゼネラル・モーターズ株式會社(大阪)に對する全國協議會  
大阪金屬勞働組合の要求

本社従業員は、昭和四年十二月、全國協議會所屬大阪金屬勞働組合の應援の下に「勞働組合を背景としたる工場委員會、即ち團體交渉權を公認すること」を要求したが不貫徹に終つた。

八七、株式會社東京製紙工業所に對する日本勞働組合同盟關東合同  
勞働組合の要求

昭和五年一月六日、關東合同勞働組合は、會社に對し、團體交渉權確認の要求を提出し、同盟罷業を行ひ、目的を貫徹した。

八八、名古屋造船業同業組合と名港造船工組合の團體協約

題記兩組合は、昭和五年一月、團體協約を結んだ。(第三章第六節一八參照)

八九、大阪コルク工業合資會社と純向上會との團體協約

純向上會は、昭和五年三月、大阪コルク會社と折衝を試み、團體交渉權を獲得した。(第三章第六節三參照)

九〇、秋山ゴム工場に對する全國同盟大阪合同勞働組合の要求

全國同盟所屬大阪合同勞働組合は、昭和五年三月、工場に對し團體交渉權容認の要求を提出したが、拒絶された。

九一、田中ガット工場に對する大阪朝鮮勞働組合の要求

大阪朝鮮勞働組合は、昭和五年四月「勞働組合に對する團體協約權」の確立を要求したが拒絶された。

九二、江東株式會社秀工舎工場(大阪)日本勞働組合總聯合大阪鐵工



### 組合の團體交渉權承認

大阪鐵工組合は、昭和五年一月、秀工舎工場に對し團體交渉權を獲得した。

九三、日本鋼製建具株式會社川崎工場に對する日本勞働總同盟神奈

### 川鐵工組合の要求

神奈川鐵工組合は、昭和五年二月、日本鋼製建具株式會社川崎工場に對し、團體協約權確認の要求を提出したが、組合を默認する工場委員會の設置によつて妥協した。

九四、日本電氣株式會社に對する日本勞働組合總聯合大阪一般勞働

### 組合の要求

大阪市西區土佐堀所在題記會社大阪支社に於ては、昭和五年四月、職工整理問題より爭議となり、勞働者側は總聯合大阪一般勞働組合の應援を受け、解雇者復職、職團體交渉權の確認等の要求を提出したが、貫徹しなかつた。

九五、樽丸協會に對する樽丸工組合の要求

樽丸協會は、(秋田縣能代町)昭和五年五月、樽丸工、玉切工及荷馬車工の賃銀値下を發表したので、約三百の従業員は、日本勞働總同盟に加盟し、樽丸工組合を組織し組合公認を要求した。

これに對し、事業主側は、工場委員會制を實施(協會側九名、組合側八名の委員を以て組織す)することとした。

九六、山下鉛筆工場に於ける團體交渉權の承認

昭和五年五月、東京府下三河島町の題記工場では、全従業員五〇名の解雇を發表したところ、職工等は全國勞働組合同盟關東合同勞働組合の應援の下に、解雇取消及「今後勞働條件に關する一切は双方よりの代表者協議の上之を決す」といふ條件で解決した。(第三章第六節一九參照)

九七、近江帆布株式會社彦根工場に對する滋賀纖維勞働組合の要求



本工場は滋賀縣犬上郡青波村にあり、(使用労働者四一七名、内女三五六名)昭和五年六月、賃銀値下を發表して争議とをり、組合側は賃銀値下取消外十一項の要求を提出した。

そのうち、團體交渉權承認の一項が含まれてゐたが、不貫徹に終つた。

#### 九八、川西航空株式會社に於ける團體交渉權の要求

神戸市所在、川西航空株式會社は、日本労働組合總聯合神戸聯合會の應援を受け、昭和五年五月會社に對し、待遇改善及團體交渉權確認の要求を提出したが、拒絶された。

#### 九九、株式會社湯淺伸銅所に於ける團體交渉權の要求

大阪市所在、湯淺伸銅所は、昭和四年七月頃から、日本労働組合總聯合大阪鐵工組合の編付工場となり、會社に於ても組合を默認し、毎月一回、懇談會を開催して、待遇問題に關する事項は、勞資の懇談によつて行ふこととした。

しかるに、昭和五年三月に至り、會社側は、突如事業不振を理由として、手當金廢止外、労働時間延長等を發表したので、遂に争議となり、労働争議調停法最初の適用を見、社會の注視的となつた。

調停委員會に於ける中心問題の一つは、組合側の第一要求項目たる「團體交渉權の承認」であつた。

組合側は、團體交渉權の確認は、他の要求の根本をなすものであるから是非とも承認するよう迫つたが、會社側は、現在の社會狀勢に於て、これを認むることは、時期尚早なりとして拒否したのである。

こゝに於て、組合側は、大原社會問題研究所長高野岩三郎博士及徳永ガラス製造所徳永芳次郎の兩氏を、参考人として出席を求め、前者には、團體交渉權の法的、經濟的意義について、後者には、團體交渉權確認の實施効果について、夫々、説明を求むる件の緊急動議を提出した。



この動議の採否について、委員會は考慮の上、若しこれを容るゝときは、反對に會社側から、團體交渉權に對する反對の意見及經驗を有する者出席を求むることも想定されるので、若しかくの如き事情に陥るときは、徒らに議論の紛糾を來し、調停の進行を妨げるものとし、要するに、會社と組合とが、懇談會によつて事實上、團體交渉をしてゐるのであるから、今遽に、これを形式化することをせず、當分現狀の儘にしては如何とし、組合もこれに同意するに至つた。

### 一〇〇、東京紙工株式會社に對する全國勞働組合同盟關東合同勞働組合の要求

關東合同勞働組合は、題記會社に對し、昭和五年七月、操業短縮より罷業を決行し、「會社は今後従業員の整理賃銀の制定休業其他従業員の待遇問題に付ては關東合同勞働組合本部と協議の上決定すること」外數項の要求を提出したが、團體交渉の問題については何等觸れずして解決した。

## 第三章 現 狀

### 第一節 概 説

團體交渉には、片面的のものと、兩面的のものとがある。

兩面的の團體交渉とは、勞働條件の改變その他の勞働關係事項の變更には、必ず、兩者の協議によるべきことが約束せられてゐるものである。

片面的の團體交渉とは、勞働者側の要求があつた場合には、團體交渉に應ずるが僱主側が自發的に行ふ勞働條件の改變は、組合側に協議する義務を負担しないものである。

勞働組合の立場からすれば、かゝる片面的のものでは不満であり、これを兩面的のものとせんとし、こゝに團體交渉權確認の要求となつて現はれるのである。

兩面的團體交渉を認むることは、僱主が勞働條件の決定に對する在來の立場に變



更を生ずることゝはなるが、勞資協調により産業の平和と發展とを所期することが出来るのであらうといふ見地から、これを容認する傭主も相當ある。しかし一般には未だ勞働組合法の制定なき今日に於て、かゝる政策を公然とすることは、時期尚早なりとして、團體交渉權の確認の要求に對しても「默示的に承認する」その精神を尊重する」といふ程度にあるものが多いのである。

しかし、勞働組合法が制定されたならば、これ等のものは、正式な團體交渉に進むべき可能性のあるものと見られてゐるのである。

こゝには、團體交渉權が、文書の形式を履んで確認されてゐるものについてのみ述べる。

これには、大體三つの形式がある。

其の一は、團體交渉權が明文によつて確認せられてゐるものである、これを更に二つに區別する。

(イ)「團體交渉權を確認す」といふ明文あるもの。

(ロ)「勞働條件の改變は勞資合議の上決定する」といふ明文あるもの。

其の二は、前記の如き形式を採らずに、勞働條件の改變其の他は勞働組合を相手として團體的協定を行ふものである。

其の三は、勞働組合を基礎とし、且つ、決議機關的性質を有する工場委員會、或は、これに類似する協議會を設置し、勞働條件其の他の勞働關係事項を協議決定するものである。

其の一の例

當 時 者	使用 者 側	勞働者側	團體協約の適用を 受くる勞働者概數	團體交渉權確立の 時 期
一、	京都電機株式會社	純向上會	一五〇〇	大正十三年九月八日
二、	山陽無煙炭礦株式會社	同	六〇〇	昭和四年十一月廿五日

一、京都電機株式會社

純向上會

一五〇〇

大正十三年九月八日

二、山陽無煙炭礦株式會社

同

六〇〇

昭和四年十一月廿五日



- 三、大阪コルク工業合資會社 同 四〇 昭和五年三月十三日
- 四、東京製綱株式會社 日本勞働總同盟 二、〇五〇 大正十五年二月十六日
- 五、上條鑄工場 同 三〇 昭和二年十月十九日
- 六、合資會社福治工場 同 二二 昭和二年十一月三十日
- 七、淺見工場 同 一六 昭和三年五月二十日
- 八、瀧澤工場 同 一七 昭和三年九月一日
- 九、東京クロム工場 同 五〇 昭和四年四月三日
- 一〇、玉川水道株式會社 同 一三五 昭和四年五月二十五日
- 一一、合資會社桑野電機製作所 同 三七 昭和四年九月十八日
- 一二、東京織物株式會社 日本勞働組合 一〇〇 昭和四年十一月十八日
- 一三、徳永硝子製造所 同 三三四 大正十五年九月廿八日
- 一四、山村製塲所 同 一二〇 大正十五年十二月廿日

- 一五、水野陶磁器工業組合 水野陶工組合 一〇〇 昭和三年三月二十二日
- 一六、水野工場外八十一工場 日本窯業勞働總同盟 四〇〇 昭和二年一月二十五日
- 一七、知多製樽業組合 知多中部製樽職工組合 七三 昭和四年三月四日
- 一八、名古屋造船同業組合 名港造船工組合 九〇 昭和五年一月十六日
- 一九、山下鉛筆工場 全國勞働組合同盟五〇 昭和五年五月三十一日

其の二の例

- 二〇、灘竹材組合 日本勞働總同盟 一〇〇 大正十年九月十一日
- 二一、攝州酒樽製造業組合 同 五五〇 大正十一年
- 二二、瀬戸陶磁工商同業組合 瀬戸荷造業組合 三八〇 大正八年九月十六日
- 二三、日魯漁業株式會社 日本海員組合 一 昭和三年四月十六日
- 二四、工船蟹漁業水産組合 同 一 昭和三年二月十七日



- 二五、同 海員協會 | 同
- 二六、工船蟹漁業水産組合 日本海員組合 | 昭和三年十二月十日
- 二七、合資會社埜邑商店 日本海員組合 | 昭和五年六月廿四日

其の三の例

- 二八、株式會社田中機械製作所 純向上會 一三五 大正十五年十月一日
  - 二九、株式會社長谷川鐵工所 同 四〇 昭和三年四月廿七日
  - 三〇、岡部電機製作所 日本労働總同盟 八〇 大正十三年八月二日
  - 三一、株式會社行政學會印刷所 同 一五〇 昭和二年一月廿三日
  - 三二、日本船主協會 日本海員組合八七、〇〇〇 大正十五年十二月廿四日
  - 三三、同 海員協會 一一、〇〇〇 同
  - 三四、神戸燐寸軸木商同業組合 神戸燐寸軸木 工組合 一三〇 大正十五年五月廿六日
- 以上の如く、筆者の調査した範圍内に於て、成文上、團體交渉權が認められ、團

體協約によつて労働條件其の他の労働關係事項を協定してゐるものは、三四に過ぎないのである。

さて、これを年次別に見れば次の如し。

大正八年	一	大正十五年	七
大正十年	一	昭和二年	五
大正十一年	一	昭和三年	七
大正十二年	一	昭和四年	六
大正十三年	一	昭和五年 (上半期)	四

計 三四

業態別に分類すると次の如し。

機械器具工具	一一	運輸交通業	七
--------	----	-------	---



化學工業	六	染織工業	一
雜工業	六	鑛業	一
其他	二		
計	三四		

團體交渉の當事者たる事業主側は

事業主の團體	一二	會社	一四
個人	八	計	三四

労働者側は、

日本労働總同盟	一二	純向上會	五
日本労働組合總聯合	三	日本海員組合	五
海員協會	二	全國労働組合同盟	一
日本窯業労働總同盟	一	其他	五

計 三四

最後に、團體協約の適用を受くる労働数は、約一〇、四三二九人にして、その内九八、〇〇〇人は海上労働者が占めてゐる。故に、陸上労働者にて、團體協約の適用を受けるものは僅かに、六、〇〇〇人前後に過ぎないのである。

第二節 團體交渉權是認の動機乃至原因

團體交渉權是認の動機乃至原因は區々である。労働運動の大勢を觀取して労働組合側の要求に先んじて認めたもの、或は労働爭議の頻發の結果鑑みて認めたもの、或は労働者側の要求によつて是認したもの、或は爭議防止策として認めたもの、或は便宜模倣といふ素朴的の觀念から認めたと思はるゝもの等種々雜多である。けれども、その大部分は、直接間接、労働爭議の影響によるもので、殊に中小工場に於ては、労働組合の存在を無視しては、企業の經營に困難を生ずるといふ事情に端を發してゐるようである。



### 第三節 團體交渉の方法(機關)

團體交渉の方法は大體二つに區別することが出来る。協議會の形式をとるもの(一六)しからざるものも(一八)とである。前者は、双方から委員を選出し定期又は臨時に協議するものであつて、中には一定の議事規則に従つて秩序的に交渉を行ふものもあるが、概して、懇談會といふ方が近い。その中、委員の任期を定むるものは三で、その期間は六ヶ月乃至一ケ年である。その他は、任期を定めてゐない。委員の數は、勞資同數のものが一二、否らざるもの四である。議決の方法は多數決制によらず、満場一致を精神としてゐる。

成文上、多數決制をとるものは、海事協同會のみであつて、同會規約第十一條は「議事ニツキ可否決定セサルトキハ双方團體ノ協定ニヨリ選任シタル仲裁人ニ之ヲ附託スルモノトス」と規定してゐる。

後者即ち、協議會の形式をとらないものは、問題の起るたびに、双方の代表者が

折衝する方法である。この方法の一變形とも見るべきものは、勞働組合の幹部に社員たる資格を與へ、一定の給料を與へて、會社對組合間の事務を處理せしむる方法である。これは嘗て、東京製網會社に於て採用せられた方法であるが、暫くして廢止され、現在は勞働條件協定委員會を毎年一回開くことになつてゐる。

### 第四節 團體協約の範圍

協約事項は多様であるが、大體、勞働時間及勞働賃銀のみに限る場合と、退職手当、就業規則に至るまで、一切の勞働關係事項を協定するものもある。勞働組合として最も緊要なことは、非組合員雇傭排斥(クローズド・ショップ)の協定である。

これについては、東京製網、玉川水道、東京クロム、桑野電機、淺見工場、瀧澤工場等は何れも「従業員ハ原則トシテ日本勞働總同盟組合員タルコト」(覺書第一條)とし、岡部電機製作所では「當工場ノ職工ハ日本勞働總同盟所屬組合員ニシテ本所諸規定及び所屬組合ノ諸規定ヲ遵守スルモノヲ以テス」(工場規定第一條)として



ゐる。

又、川北電気製作所(現商號は京都電機製作所)山陽無煙炭礦株式會社に於ては、職工雇入の必要あるときは「純向上會ト協議ノ上適任者ヲ採用スルモノ」とし、若し會社が非組合員を採用したときは、組合に履歴書を廻付し、組合は直ちに會員として登録し、本人に組合員たることの承諾を求める。この承諾によつて會社との雇傭契約が完全に成立するのであつて、又事業縮少其他會社の都合により職工を解雇する場合には「會社ハ純向上會ト協議ノ上其ノ人選人員等ヲ協定スヘキモノトス」としてゐる。

かくの如く、非組合員雇傭排斥の協定ある工場に於ては、勞働力の供給を獨占することができ、團體交渉の機能を完全に發揮することができるのである。

#### 第五節 團體協約の成績

團體協約の實施成績については、未だ試験時代の域にあるもので、勞資共一般に

疑念を抱いてゐるのであるが、勞働爭議の發生を抑制し、勞資協調の實を擧げてゐることは、大體に於て承認されるのである。

中には、團體協約を行つて、失敗に歸したのものもあるが、これ等は、團體協約に對する理解が十分でなかつた結果に基くものである。

#### 第六節 事 例

##### 一、京都電機株式會社と純向上會との團體協約

株式會社川北電気製作所は、京都奥村電気商會を買收し、昭和四年十二月二十二日京都電機株式會社と改稱した。(従業員約五〇〇名)

本工場には大正十一年以來、日本勞働總同盟所屬の大阪機械勞働組合と、單獨組合たる大阪鐵工組合とが對立してゐた。

當時の總同盟はボルシエヴィズムに歸依して、その行動頗る激越のものがあつたが、之れに反して、大阪鐵工組合は比較的穩和な團體であつた。



當時の一般労働者が低調子な組合運動を喜ばなかつたことは、その時代の風潮として止むを得ないことであつて、大正十一年八月の争議に於て、大阪鐵工組合は總同盟の爲めに殆んどその勢力を奪取され、全職工千餘名の大部分は戦闘意識に燃えた總同盟の旗下に集まつた。

この總同盟の戦闘主義に惱まされた本社は、種々畫策するところがあつたが、偶々、官業労働總同盟所屬團體向上會の左傾より分離して、純向上會を組織し、議會政策による産業立憲主義を標榜し、民間工場にその勢力を展開せんとしつゝあつた八木信一氏と知ることとなり、こゝに總同盟驅逐の案が立てられ、大正十三年七月九日、大阪機械労働組合の主要人物百六十名を一舉に解雇した。

かくて同組合は支柱を失つて潰滅の餘儀なきに至り、これに代つて八木信一氏の率ゆる純向上會が公認組合として存在することとなつた。

機械労働組合解散後、純向上會は會社との諒解の下に、今福、放出の二工場を締

付け、爾來約一ヶ月間交渉を重ねて、團體交渉權確認の運びとなつた。

この時會社内部に於ては團體交渉權附與の是非につき賛否兩論半ばしたが、社長等は今日の狀勢に於て労働組合の存在を否認することは不可能にして、又數組合の存在には過去に苦き經驗もあれば、寧ろ會社の經營方針と牴觸すること少なくして、會社對組合間に或程度の諒解を保ち得る團體を存置することは、他面闘争的組合の侵入を防止する上に於て賢明なりとの見解をとり、竟に純向上會に團體交渉權を附與することに決定し、數次の會見協商の結果、大正十三年九月四日、左記の如き覺書の成立を見るに至つた。

#### 覺 書

川北電氣製作所は労働組合純向上會が其の標榜する産業立憲制の主義主張を持續する限り之れを是認し其の組合の團體交渉權を認め爾後一切の交渉に應ずること

従業員諸子に告ぐ



當川北電氣製作は勞働組合純向上會が其の標榜する産業立憲制の主義主張を持続する限り之れを是認し其組合を交渉團體と認め爾後一切の交渉に應ずることとせり。元より工場作業方針は終始一貫毫も變ることなく諸子の福利は之に依つて更に増進せらるべく諸子は安んじて益々精勵勤勉克く其の職に盡されんことを望む。

大正十三年九月四日

株式會社川北電氣製作所

而して同年九月十三日に至り左記細則を協定した。

(一) 委員會に關する件

川北電氣製作所は其従業員の勞働條件の維持改善に付常に純向上會の代表者と折衝し重要な事項に關しては双方より選出したる各同數の委員を以て委員會を組織し隔意なく審議協定するものとす。

(二) 職工雇傭に關する件

川北電氣製作所に於て職工雇入れの必要あるときは純向上會と協議の上適任者を

するものとす。

(三) 職工解雇に關する件

事業縮小其他會社の都合により職工を解雇する場合には會社は純向上會と協議の上其の人選、員數等を協定すべきものとす。

(四) 純向上會代表者工場出入の件

純向上會代表者は會社承認の下に常に今福、放出兩工場に出入し工場幹部と意志の疎通を計ると共に職工の能率増進に關し深甚の注意を拂ふものとす。

細則の内容

(一) 委員會は放出、今福の兩工場より各五名、會社側より同數の各委員、純向上會代表者を以て組織し、問題の性質と必要とに應じて其の都度委員を選任する。即ち一問題一委員制を採つて常任委員制より生ずる諸多の弊害を除かんとしてゐる會議方法は採決方法によらずに滿場一致を精神とする。即ち談笑裡に圓滿なる妥協



點を求むるやうに努めてゐる。

尙委員會に或特定の議案が提出せらるゝには、先づ組合の役員會を開き委員會上程の可否を協議し組合或は組合幹部の發案と雖全部委員に提出せず役員に於て諸種の事情を考查したる上決定する。

(二) 職工雇傭の件。職工新規採用の場合は原則として純向上會に「何工何名」「技術の程度」「年齢の希望」「賃銀の希望」等を交渉し組合側は適任者と認めたる者に對し家族の有無賃銀の希望其他を交渉し工場に志願せしめ工場側、組合側の志願者三者相談の上決定する。

若し會社が適任者を組合外より採用したるときは、會社は新規接用の履歷書を純向上會に送つて其の承認を求め同會は右採用者を直ちに會員として登録し、本人をして承諾せしむ。この承認によつて雇傭契約は正式に成立する。

(三) 職工解雇の件。會社側に於て人員を縮小する場合には組合は業務上の調査

及營業上の調査並に生産品材料の購買に關する状態迄調査の上減員の協定に應ずる  
其他

(イ) 事務調査會 以上の委員會に附隨して業務調査會なるものを毎月一回月末に開催してゐる。調査委員としては工場側より重役、課長、人事係必ず出席し、組合側はその都度常務理事會に於て出席者を選定する。

調査事項は營業上に關する一般事項に及び、即ち生産費生産高及販賣方法等に關し調査研究を行ふものである。

(ロ) 能率研究會 其他前記委員會の附隨研究機關として能率研究會なるものがある。随時に開催し、その構成員は職員及び職工で開會の都度選定し職工側は組合の推舉に待つものとしてゐる。本研究會の開催中は作業時間と看做さる。

研究の内容は秘密に附せられ、有効なる研究又は發見をなしたるものには會社は之を表彰しその勞力に酬ゆる。發表事項の權利は會社に歸屬する。



## 委員會に於ける重要決定事項

一三六

### (1) 米價補助規定の改正

米價補助規定は職工のため會社内賣店に於て市價以下の價格を以て白米を賣する制度にして、同賣店の米價が市場價格の騰貴のため一升三十五錢を超過する場合には、その超過額五錢迄を一單位として職工家族の人数に依り、一定の基準の下に補助金を與ふるものである。

而して當時は白米の市價格四十錢以上であり會社の補助は相當の額に達せるが大正十二年十月二十一日の委員會の決定に基き、男工獨身者三錢、同妻帯者五錢、女工二錢宛の一般昇給を行つて米價補助金制を廢止した。組合側が本改正を主張したる理由は販賣米の利用範圍は社宅若しくは工場附近の居住者に限られ職工全體がその利益に均霑することが不可能であるから一般昇給によつてこの不公平を除き度いと言ふのであつた。

### (2) 退職手當規則の改正

去る大正十一年の爭議に當り勞資の交渉によつて成れる規定を基礎としたもので、その規定及改正規定は左の如くである。

### 退職手當(退職慰勞金) 規定(大正十一年八月制定)

#### 第一 會社ノ都合ニ依ル解雇ノ場合

勤續滿六ヶ月未滿	日給二十日分
同 一ヶ年末未滿	同 四十日分
同 一ヶ年ヲ越ユル期間滿一ヶ月ニ付	同 二日分宛増額
同 五ヶ年ヲ越ユル期間同	同 三日分宛増額
同 十ヶ年ヲ越ユル期間同	同 四日分宛増額第

#### 第二 自己ノ都合ニヨル退職の場合

(イ) 業務上ノ負傷ニヨリテ止ムヲ得スト認メ退職ヲ許可シタル場合ハ工場法規ニヨル救濟金額並ニ共濟金ノ外第一項ノ二分ノ一

(ヨ) 年齡滿五十歳ニ達シタル後退職スル者ニシテ勤續後十ヶ年以上ノ者ハ第一ノ項全額

(ハ) 工場衛生上又ハ本人ノ健康ニ害アリト認ムル者若クハ工場法令ニヨリ就業ヲ禁スヘキ疾病アルモノ

ニシテ解雇若クハ退職ノ場合ニシテ勤續滿三ヶ年以上ノモノハ第一項ノ全額

(ニ) 前二號以外ノ理由ニヨリ退職スルモノニシテ勤續滿五ヶ年以上ノモノハ詮議ノ上第一項ノ三分一

第三 前各項以外ノ者並ニ懲戒處分ニヨル解雇ノ場合ハ支給セス

第四 臨時雇ト契約シタルモノハ前各項ヲ適用セス

一三七



△改正シタル退職手當支給規則(大正十四年四月三十日)

第一條 職工退職タシルトキハ本規則ニ該當スルモノニ限り退職手當金ヲ支給ス

第二條 退職手當ヲ分ツテ左ノ三種トス

一、解雇手當金 二、退職慰勞金 三、死亡弔慰金

第三條 會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ左ノ割合ニヨリ解雇手當金ヲ支給ス

勤續滿六ヶ月以下ノモノ 日給二十日分

同 一ヶ月以下ノモノ 同四十日分

同 一ヶ年ヲ越ユル期間滿一ヶ月ニ付 同 二日分宛増額

同 五ヶ年ヲ越ユル期間 同 三日分宛増額

同 十ヶ年ヲ越ユル期間 同 四日分宛増額

第四條 傷病其他健康上ノ障害ニ依リ勞務ニ堪ヘスト認メ退職ヲ命シタルトキハ左記ノ區別ニ從ヒ解雇手當

金ヲ支給ス但シ本人ニ重大ナル過失アルトキハ支給セサルコトアルヘシ

一、業務上ノ傷病ニ原因スルモノ 第三條ノ全額

二、其他ノ傷病ニヨルモノ

勤續滿十年以下ノモノ 第三條ノ二分ノ一額

同 十年ヲ越ユルモノ 第三條ノ三分ノ二額

第五條 勤務年限年齢(男五十五歳女五十歳)ニ達シテ退職スルモノニシテ勤續滿五ヶ年以上ニ及ブ時ハ左記ノ區別ニ從ヒ退職慰勞金ヲ支給ス

勤續滿五ヶ年以上ノモノ 第三條ノ二分ノ一額

同 十ヶ年以上ノモノ 第三條ノ全額

第六條 正當ノ理由ニ依リ退職ヲ願出テ許可セラレタルモノニシテ勤續滿三ヶ年以上ニ及フトギハ左記ノ區別ニ從ヒ退職慰勞金ヲ支給ス

勤續滿三ヶ年以上ノモノ 第三條ノ三分ノ一額

同 十ヶ年以上ノモノ 第三條ノ二分ノ一額

第七條 死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ對シ左記ノ區別ニ從ヒ死亡弔慰金ヲ支給ス

一、業務上ノ傷病ニ依ルモノ 第三條全額

二、其他ノ原因ニヨルモノ

勤續滿十ヶ年以下ノモノ 第三條ノ三分ノ二額

同 十ヶ年ヲ越ユルモノ 第三條ノ全額

第八條 退職手當支給ニ付必要ト認ムルトキハ指定ノ醫師ヲシテ診斷書檢案書戸籍謄本其他必要書類ノ提出



ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 左記ノ各場合ニハ退職手當ヲ支給セス

一、正當ノ理由ナクシテ前條ニ定ムル醫師ノ診断ヲ拒ミ又ハ必要書類ノ提出ヲナサス若クハ虚偽ノ申出ヲナシタルトキ

二、懲戒處分定期備職工ノ雇傭期間満了其他本規則第三條乃至第七條ニ規定セラレタル以外ノ事由ニヨリ退職シタルトキ

(3) 職工規則の制定、大正十四年八月一日

本社に於ては從來綜合規定なく、その必要を生じたる場合に其の範圍に於ける規定を設くるに止まつた然しこの規定たるや朝令暮改、改廢の度數多かつたが團體交渉權の問題起るに及び、之れと同時に職工規則の制定を併せ行ふ筈なりしも職工間に反對の聲ありしたため一時中止したが其の後組合側と協定を重ね決定發衣した

(4) 大正十四年六月、會社は事業不振の結果、工賃三割値下、或は之れに相當する職工解雇を行ふ必要ありとし、純向上會に諮りたるを以て、組合側は會社の内情を詳細に調査したるに整理の必要あることを是認し、組合幹部會を開き凝議し、遂に一四四名の解雇を承認

(5) 大正十五年九月、前記同様の理由により五九名解雇

(6) 昭和二年十一月、前記同様の理由により一七一名解雇

(7) 昭和三年一月會社より事業不振による缺損の實狀を陳べ根本的整理の敢行を提案したるに組合側もその意を諒し當分の同一時間の勞力無償提供を承諾し一月二十一日より實行

(8) 請負單價修正に關する件、委員會を開催すること六回(一月二十三日、四月二十四日)にして漸く決定

(9) 昇給の件七月二日平均昇給額詮考方法等につき協議決定

(10) 昭和四年十二月、京都奥村電機工場を買収し、今福工場を移轉するにつき従業員の移轉手當並に移轉不能者解雇に關する件につき次の通り協定した

イ、移轉費支給(略)

ロ、工場移轉に關して解雇者を出さず、希望者中より適宜退職せしむること

ハ、退職手當金は解雇手當金額を支給すること、豫告手當も併給すること

(11) 舊奥村電機職工を採用するときは一應組合に於て人選し組合員となりたるものを會社に推薦し、會社はその中より所要人員を採用すること

## 二、山陽無煙炭礦株式會社大嶺礦業所と純向上會との團體協約

山口縣美禰郡大嶺村山陽無煙炭礦株式會社大嶺礦業所に於ては、昭和四年十一月二十五日、純向上會の團體交渉權を確認し、左の如き團體協約を締結した。従業員



約六〇〇名。

團體協約を締結するに至つた事情は、全國大衆黨系の組織運動の手が、同鑛業所従業員にのびてきたので、この勢力を防ぐために、勞資協調主義を標榜する純向上會と提携したものゝ如くである。

尙、本社は大阪市東區高麗橋にあり、京都電機株式會社と姉妹關係にあるもので同社の政策を模倣したものである。

左記

山陽無煙炭礦株式會社及勞働組合純向上會は團體交渉權に關し別紙の通り協約す  
追て本書二通を作成し各一通を領有するものとす。

昭和四年十一月二十五日

山陽無煙炭礦株式會社 社長 重松 養二

勞働組合純向上會代表者 會長 八木 信一

覺書

山陽無煙炭礦株式會社は勞働組合純向上會が其主義主張とする産業立憲制即ち階級闘争に據る事なく資本家事業經營者勞働者の各代表者の徹底せる合議制に依り、其の工場及鑛山に於ける利益分配及勞働條件の維持改善を目的とする態度を持続する限り其主義主張を是認し團體交渉權を認め爾後一切の交渉に應ずる事

團體協約細則

山陽無煙炭礦株式會社及勞働組合純向上會は昭和四年十一月二十五日發表せる團體交渉權確認の協約に基き左記の細則を協定せり。

一、委員會に關する件

一、山陽無煙炭礦株式會社は、其従業員の勞働條件の維持改善に付常に純向上會の代表者と折衝し重要な事項に關しては、双方より選出したる各同數の委員を以て委員會を組織し隔意なく審議協定するものとす。

二、職工雇傭に關する件



一、山陽無煙炭礦株式會社に於て職工及礦夫雇入れの必要あるときは純向上會と協議の上適任者を採用するものとす。

三、職工解雇に關する件

一、事業の縮少其他會社の都合に依り職工を解雇する場合には、會社は純向上會と協議の上其の人選員數等を協定すべきものとす。

四、純向上會代表者工場及礦山に出入の件

一、純向上會代表者は會社承認の下に常に工場礦山に出入し工場幹部と意志の疎通を計ると共に職工礦夫の能率増進に關して深甚の注意を拂ふものとす。

昭和四年十一月二十五日

山陽無煙炭礦株式會社

労働組合純向上會

三、大阪コルク工業合資會社と純向上會との團體協約

本社は大阪市東成區中濱町三九四番地にあり、従業員四十一名(男工三九名、女工二名)を使用しコルク製造を業とする。

同社職工等は昭和四年七月より、職工五名につき一名の割合を以て互選された代表者を以て、委員會を組織し、労働條件並に人事に關する要求事項は總て委員會の決議を経て、會社側に提出し、會社もこの交渉に應じてゐたが、これよりさき純向上會は組織運動を展開し、終に綿付工場となつたので、會社側は組合の申出を容れて團體交渉權を正式に認めることゝなつた。

覺 書

大阪コルク工業合資會は労働組合純向上會が其の主義主張とする産業立憲制即ち階級闘争に據る事なく資本家事業經營者労働者の各代表者の徹底せる合議制により其工場に於ける利益分配及び労働條件の維持改善を目的とする態度を持続する限り其の主義主張を是認し團體交渉權を認め爾後一切の交渉に應ずる事。



團體協約細則

一四六

大阪コルク工業合資會社及勞働組合純向上會は昭和五年三月十三日發表せる團體交渉權確認の協定に基き左記の細則を協定す。

一、委員會に關する件

大阪コルク工業合資會社は其の従業員の勞働條件の維持改善に付き常に純向上會の代表者と折衝し重要な事項に關しては双方より選出したる各同數の委員を以て委員會を組織し隔意なき審議協定するものとす。

二、職工解雇に關する件

大阪コルク工業合資會社に於て職工雇入の必要ある時は純向上會と協議の上適任者を採用するものとす。

三、職工解雇に關する件

事業縮少其他會社の都合に依り職工を解雇する場合には會社は純向上會と協議の

上其の人員數を協定すべきものとす。

四、純向上會代表者工場出入の件

純向上會代表者は會社承認の下に常に工場に出入して工場幹部と意志の疎通を計ると共に職工の能率増進に關し深甚の注意を拂ふものとす。

昭和五年三月十三日

大阪コルク工業合資會社

勞働組合純向上會

四、東京製綱株式會社と日本勞働總同盟製綱勞働組合との團體協約

本社は東京市京橋區南鍋町にあり、資本金一千萬圓、勞働者數約二、〇五〇名、神奈川県川崎市、兵庫縣神戸市、福岡縣小倉市の各地に工場を有する。

同社は勞働運動發達の氣運を察し、この社會的大勢を阻止するより寧ろ勞働組合の組織を許容し、之れと協調し産業組織に新生面を拓くことが新らしき企業家の執



るべき態度なりと思惟し、自ら進んで日本労働總同盟と提携し、從來存在した日本労働總同盟關東合同労働組合川崎支部を製網労働組合と改稱せしめて團體交渉權を與へ、労働者をして組合統制の下に諸般の交渉をたさしむることとし、大正十五年二月二十三日、東京本社に於て左記の如き覺書を取り交はした。

覺書

- 一、東京製網株式会社従業員は原則として日本労働總同盟製網労働組合員たること。
- 二、東京製網株式会社は日本労働總同盟製網労働組合を公認し團體交渉權を認むること。
- 三、勞資双方とも一切の労働條件の改善に關しては一般製網産業の條件を充分に考慮すること。
- 四、組合は不良組合員に對して其責任を負ふこと。

五、會社は出來得る限り従業員を優遇し組合は作業能率の増進に努力すること。

東京製網株式会社 専務取締役 赤松 範一  
 日本労働總同盟關東同盟會 會長 松岡 駒吉

かくして製網労働組合は同會社所屬各工場に宣傳組織運動を起し本社工場は製網労働組合の縮付工場となつた。

團體交渉の機關としては、最初は組合長三木次朗氏に書記の資格を與へ、組合關係事項の一切を委任してゐたが、昭和三年十一月より毎年一回労働條件協定委員會を開くこととした。

改定された主なる事項

- (1) 三大節を定休日として日給金額支給
- (2) 健康保險労働者負擔保險金額百分の二の半額に相當する金額を組合に寄附すること
- (3) 御大喪當日の日給金額支給
- (4) 解雇、退職手當の制定



退職手當	勤続二年以上	日給 一八日分	勤続 三年 同	三三三分
	同 四年	同 四八日分	同 五年 同	六四日分
	同 六年	同 八〇日分	同 七年 同	一〇〇日分
	同 八年	同 一二〇日分	同 九年 同	一四〇日分
	同 十年	同 一六〇日分	同 十一年 同	一九〇日分
	同 十二年	同 二二〇日分	同 十三年 同	二五〇日分
	同 十四年	同 二八〇日分	同 十五年 同	三一〇日分
	同 十六年	同 三四〇日分	同 十七年 同	三七〇日分
	同 十八年	同 四〇〇日分	同 十九年 同	四三〇日分
	同 二十年	同 四六〇日分	同 二十一年 同	四九三分分
解雇手當	勤続一年未満	日給 二五日分	勤続一年以上	同 三二日分
	同 二年	同 四〇日分	同 三年	同 四八日分
	同 四年	同 六六日分	同 五年	同 八五日分

以上一箇年を増す毎に日給三十三日分を加ふ。

同 六年	同 一〇四日分	同 七年	同 一三〇日分
同 八年	同 一五六日分	同 九年	同 一八二日分
同 十年	同 二〇八日分	同 十一年	同 二四七日分
同 十二年	同 二八六日分	同 十三年	同 三二五日分
同 十四年	同 三六四日分	同 十五年	同 四〇三日分
同 十六年	同 四四二日分	同 十七年	同 四八一日分
同 十八年	同 五二〇日分	同 十九年	同 五五九日分
同 二十年	同 五九八日分	同 二十一年	同 六四一日分

以上一年を増す毎に日給四十三日分を加ふ。

- (5) 工場規則の改正
- (6) 操縦手當の改正
- (7) 明治節當日を公休日とし日給全額支給
- (8) 臨時職工規則を改正し新に左の給與を行ふこととする

第一臨時職工 一ヶ月皆勤賞



第二臨時職工

一ヶ月皆勤賞

退職、解雇手當金、甲慰金、中期手當金

(第一臨時職工とは入社後六ヶ月間勤務する者を言ひ第二臨時職工とは第一臨時職工の期間満了後六ヶ月の期間を定め雇傭するものな言ふ)

(9) 従来、舊深川工場にて支給せし年頭酒肴料を廢し能率増進基金として製網労働組合へ毎年一月金千圓を寄附すること

以上は製網労働組合と會社との間に於ける一般的協定事項であるが其の他各支部と各工場間にも諸種の協定が行はれた。

その主なるものを擧ぐれば次の通りである。

(1) 川崎、横濱、深川支部 労働時間(賞働)十一時間半を十時間に短縮し、収入減の半額に相當する手當金支給

(2) 川崎、深川、横濱支部 一般昇給、これによつて時間短縮の収入減は相殺せらる。

(3) 深川、横濱支部 深川工場、横濱工場の川崎工場合併に伴ふ移轉手當金の支給

(4) 小倉支部 (イ) 一般的増給 (ロ) 奨励金の増額改正 (ハ) 大正十四年の争議に一旦解雇となつて後復

職せし者の勤続年限通算 (ニ) 二大節を公休とし日給支給 (ホ) 臨時出勤一割増とし交代休を承認するこ

と (ヘ) 食堂の改善、その他

(5) 兵庫支部 (イ) 従來の手當の本給に加算 (ロ) 残業歩増 (ハ) 未成年工賃金の増加

(6) 川崎支部 消費組合設置に對する建造物無償提供

(7) 各支部 毎月一回晝食後一時間労働問題に關する講演を行ふこと

昭和三年十二月、第一回労働條件協定委員會を開いた。

會議は、これを豫備會議と本會議とに分ち、豫備會議は同月十七、十八、十九の三日間、川崎工場に於て開催した。組合側は、主事三木次郎氏外各支部代表者九名 會社側は各工場長三名外本社代表七名、之に双方に書記一名宛を配した。

豫備會議第一日

十七日、午後一時委員一同着席の上先づ會社側を代表して、篠崎川崎工場長起つて協定委員會の開催に至れるを喜び、充分なる成果を得せしめたいとの希望を述べ、次に、三木主事は組合側を代表して、今回の協定委員會が、健全なる労働組合運動の上にもつても、且つまた所謂産業平和の保持のためにも重大なる意義を有するものであつて、我等の責任は甚だ大なるものがあるとの挨拶を述べた。



次いで、座長として篠崎氏を推し、議事進行係として勞資双方より一名宛を選出し會社側津倉氏、組合側三木氏に決定更に主に議事日程を審議すべき議案審議委員の指名があり、會社側津倉、子安組合側、田中元坂福井の諸氏それ／＼任命され、こゝに豫備會議は成立したのである。かくて先づ、組合側提案十ヶ條及會社側提案五ヶ條の總括的質問に入り、充分なる質問應答を終へたる後、審議委員は別室に於て第一日議事日程を審議しその決定を満場の承認を得、續いて討議に入る。

### 一、健康保險給付金を一時會社に立替を求むる件（組合提案）

（提案理由） 現在保險給付金の下附に至る迄は、必ず長期の日時を要し、何等準備なき従業員的生活に甚しい支障を來し安じて療養することが出来ない。之もさより法の缺陷さば言ふべきも現状の應急對策として、給付金を會社に於て立替下附せられ度い。右は保險法の精神にも合致するものと信ずるが故である。

（會社意見） 之に對して會社側はその理由を認めその主旨を諒として次の如き具體方法をもつて、本案を承認することゝなつた。

- 一、一ヶ月以上連續缺勤し、正規の手續を了するも給付金下附なき場合本人の申出により
- 二、給付金に減額を生じ、または下附なき場合は組合はその責を負ふこと

### 二、技術修練の爲め職工交換に關する件（組合提案）

（提案理由） 各工場に於ける技術の長を採り、短を補ふことは従業員技術の愈々優秀ならしめ製品に製産能率に得る處が大である。他會社が之によつて實績を挙げつゝあるは事實であつて、我等はこれを能率増進の一方法なりとし、眞摯なる態度をもつて生産者としての責任を果したいと考へるが故である。

（會社意見） 之に對して會社は、提案の主旨は大いに賛成なれども、その實行方法に於て、組合側のそれと大いに異なるのである。即ち、その交換の時間に就いては組合側の三ヶ月乃至六ヶ月に對し、會社は定住説を保持し少くとも三ヶ年の期間を要する。また人選に關しても相當の議論が存在するのである。結果。こゝに於て本議案は、双方の意見を充分研討して本會議に上程することゝした。

### 三、決算日終業時間改訂の件（會社提案）

（提案理由） 從來毎決算日（五月三十一日、十一月三十日）は平日同様作業定時間に依り賃銀を、給與したけれども、當日は大體定時間を要せざるデパートもあつて、この取扱ひに就ては種々なる問題も惹起したる實例もある。之を八時間作業の取扱に改めんとするものである。

（組合側意見） 決算日は大掃除作業をなすものであつて、作業の不潔にして困難なるば言ふ迄もない。たゞへ定時間に至らずして大掃除を終るも、定時間の賃銀を與へて慰勞せしむるは、當然のことであると信ずる。向且つ平日作業に於ては定時間を缺くる場合、皆勤賞與その他に關係する規定のあるにも不拘、この日のみ八時間を以て定時間となすは不合理ではないかと思ふ。



結果。かくて本案は後日の日程に廻すこととし双方の意見の開陳に止り決定を見ず、茲に於て第一日の日程を終り、議案審議委員は、第二日の日程を、組合會社案の順序に従つて行ふことを報告し、豫備會議第一日を終つた。

### 豫備會議第二日

十八日午後一時十分開會。本日日程に先立ち組合側は、技術修練の爲め職工交換に關する件の撤回の意を表明した。即ち本案に對する主旨に關しては双方充分なる誠意と諒解とを持つものであるけれども、その實行方法に於て、甚だ困難性があるため撤回に決したのである。

### (議案追加)

小倉試験部奨励金増額の件 (組合案として)

洗線部に適當の衣服を給與の件 (希望案)

右承認の上同議案に關する説明をなしたる後、本日日程に入る。

### 一、定期昇給制度に關する件 (組合案)

(提案理由) 従業員が永年勤続する時は單に物價の關係のみでなく生活費の嵩むことは事實であつて、之がため生活不安を感じ生産能率にも影響あるものと信ずる、尙且つ従業員奨励の意味に於ても定期昇給制度を制定するは最も緊急必要な事である。

(會社意見) 定期昇給を年一回實施したいと考へるけれども、金額及人員に就ては會社任意とし、組合案を承認することは出来ぬ、尙之に附帶して能率増進に適しない従業員を整理したいと考へる。

結果。尙双方に於て協議の上明日に上程することとして、決定を見ず。

### 二、期末手当金制度に關する件 (組合案)

(提案理由) 手当金は従業員の勤怠に準づるのみならず、従業員は生産に對する大なる責任を果しつゝあるものであるから、會社の事業成績に應じて支給するは公正であること信ずる。

(會社意見) 會社の現状に於ては到底本制度を實施することが出来ない、また假りに實施するとしても、株主配當と同率に行ふことは大いに考慮すべき事と思ふ。

結果。組合は充分なる意見の討議により會社の現状等に就ても考慮すべき點があるを以つて、之を希望案と修正することに決定した。

### 三、奨励金制度に關する件 (組合案)

#### イ、川崎工場第二部に奨励金を附すること

(提案理由) 川崎工場第二部は主に動力部修繕部等を指すのであるが、此の部に於ては熟練工としての賃銀は低廉であり、従來奨励金制度がないのである。

(會社意見) 修繕部は直接生産な行ふ處にあらず、殊に現在の修繕部は人員が多過ぎるし多大の經費も要す



る實狀にあつて作業の性質上獎勵金を附するに妥當でないを考へる。故に賃銀を改正して均衡を保たしむ可きものと考へる。

結果。大體双方の主張明瞭なれるをもつて決定を後日にゆづる。

#### (ロ) 太線獎勵金に關する件

(提案理由) 太線獎勵金は技術勞力兩方面より見るも他線の獎勵金に比して甚しく劣悪である。

(會社意見) 太線獎勵金の率を算定するには、小倉、工場との振台も考究する必要があるもので、之を後日に協議したい。

結果。會社の意見通り後日協議を決定。

#### (ハ) 雜工品に關する件

(提案理由) 雜工品の場合の獎勵金の率はその作業の性質上頗る低下する傾向があるので之に對して適當なる割増を附すべきものである。

(會社意見) 雜工品の材料はその見解が困難であつて、獎勵金を附する理由はその點をも考慮してゐるのである。

結果。然し特に甚しく雜工材料にして長時間を要するものに對しては特に考慮すること。

#### (ニ) 小倉試験部に關する件

(提案理由) 小倉工場試験部の獎勵金は川崎工場に比して低額である、依つて之を同額としたい。

(會社意見) この獎勵金を附したる理由は、當時の給料の低廉なりしによるものであつて他の獎勵金の性質と趣を異にするものである。其の後組合組織されてより同工場他部との均衡を保たむがために、川崎工場並にすることは困難である。

結果。豫備會議は本案を、小倉工場小倉支部との間に於て、何等かの方法を執られる様一任する。

#### 四、麻綱部初任給増額の件 (組合案)

(提案理由) 麻綱の作業は、綱索部に比して容易ではない。且つ同工場内に於て初任給に差異あるは従業員の生活に不安を與へるのみでなく、感情の疎隔を生ずる原因となるのである。然しながら麻綱部現在の營業狀態では充分なる要求をなすことは、控へねばならぬを考へる適當の方法により増額を望む次第である。

(會社意見) 第一に、纖維工業としての麻綱産業の賃銀の低廉なるは、同業他會社の實例を見ても知る通りである。然も他會社に比して當會社の賃銀は決して劣等なものではない。第二に何と言つても麻綱の營業狀態は現今の深刻なる不況の影響を深く受けてゐるので、到底増額の實現を期することは困難である。

結果。双方更に考慮して、改めて協議すること。

#### 五、兵庫工場慰安會開催に關する件 (組合案)

(提案理由) 他工場には慰安會を何等かの形式により實施せられつゝあるも、同工場には未だない。之は宜



敷く實施して各工場の公平を期すべきである。

(會社意見) 主旨尤もである。

結果。他工場と同様に實施すること。

### 六、深夜業割増に関する件 (組合案)

(提案理由) 深夜業の従業員に及ぼす健康上の弊害は改めて言を要せず。然も晝夜勤交替部は他部に比較して其の収入も低い故に之が増額ば正當なものに信ずる。

(會社意見) 奨励金に改訂を如へることは種々なる關係を生ずるから本給を均衡ならしむる様改正する方が適當と考へる。

結果。双方更に協議の上後日上程すること。

### 七、労働条件協定に関する件 (組合案)

(提案理由) 各工場に於ける労働条件を出来る限り統一し且つ之を公正ならしめんため、並に重要な労働条件の協定は尤も慎重なる協議を要するものなるに鑑みて本案を提出するものである。

(會社意見) 賛成である。是非、定期的の協定委員會を開催したい。

結果。毎年十一月上旬開催すること、決定。

### 豫備會議第三日

十九日午後開會、前日迄、議決を見ざりし議案を逐次上程す。

#### 一、定期昇給制度に関する件 (組合案)

(會社意見) 左記の率により算出したるもの以上の金額に付會社の適當と認むる處に依り、抜擢昇給を行ふ。

男工 有資格者半數に對し 各四錢      女工 有資格者半數に對し 各三錢

有資格者とは其の昇給時に於て本工として滿一ヶ年以上勤續してゐる者を言ふ。

組合別室に於て協議

(組合意見) 組合提案の主旨は其の最低額の保證を得たいと言ふのであるから、本案は次年度より實施し、本年度は組合案通り實施を望むものである、更に附帶條件としての能率増進に對して適當ならざるもの整理の件は本案と切り離して、希望案とされたい。

結果。附帶條件を希望案とすることを可決し本案は更に本會議に上程すること、なつた。

#### 二、奨励金制度に関する件 (組合案)

##### (イ)川崎工場第二部に關する件

結果。奨励金制度を設くるは妥當ならず依つて支給の際考慮すること。

##### (ロ)太線の件

結果。川崎及小倉工場と協議の上本會議に於て審議すること。



(ハ)難工品の件

結果。特に甚しき難工品に對しては考慮すること。

三、深夜業割増に関する件

結果。鍍金及焼入部の収入に付き均衡を得せしむる件を修正され、調査の上初年度支給の際より順次長期に渉らすして訂正する。

四、麻綱部初任給増額の件 (組合案)

結果。組合は今回の支給に際し、相當の考慮をなすことを條件とし、撤回を表明した。

五、希望案

一、衛生設備に関する件

(イ)食堂改善 (ロ)脱衣場設置 (ハ)手洗場改善 (ニ)空氣抜設置 (ホ)鉛毒豫防 (ヘ)特種洗傷害豫防

二、公傷に因る不具者優遇に関する件

三、洗線部に適當の衣服給與の件

四、人夫使 に関する件

以上組合希望案を逐次説明する處あり、會社側之を諒として茲に組合案全部審議終す。

五、川崎工場操短手當廢止に関する件 (會社案)

(提案理由) 川崎工場に於ける操短手當は支給さるゝもの現在二六二人に過ぎず、且つ之あるがために各方面に複雑なる關係を生じ、勞働條件の統一上甚だ困難であるから、過去六ヶ月間に支給したる金額を一時金として組合に支給し打切りたいと思ふ。

(組合意見) 組合側として、本問題に關しては種々困難なる事情を生じ、何等かの方法により解決せんとの意志を持ち來つたのである。

結果。原案を承認することす。

六、決算日終業時間改訂に関する件(會社案)

結果。原案を承認することす。

七、工場規則中に「會社に損害を與へたるもの」の一項を追加するの件 (會社案)

(提案理由) 工場規則罰則にこの字句なきため。

(組合意見) 別にこの字句を追加するの必要を認めず、追加する事によつて却つて反感を生じ、危險なる作業を避避するの傾向を生ずるであらう。撤回を希望する次第である。



結果。會社側再考することとなる。

## 八、組合として組合員取締に關する件（會社案）

- (イ) 作業開始時及終業時に於ける時間勵行の件
- (ロ) 作業時間中雜誌労働其他印刷物を配布せざる事
- (ハ) 休憩時間中猥りに門外に出づるを禁ず、購買組合事務所に入出すること赤然り、即ち購買品を時間中に配布する事あるが故なり。
- (ニ) 作業時間中絶対に組合事務に携はるべからざること、打合せ相談等人数の多少に關せず。
- (ホ) 能率増進を實現するために團體作業に於ては人数を減じ、個人作業に於ては増産を計らざるべからず之に對し受持技師が研究の結果可能の見込立ち發する命令は誠意をもつて遵奉すべきこと。
- (ヘ) 能率増進に適せざる者の整理に關する件
- (提案理由) 従業員の統制は、勿論労働組合の機關によつて行はれるものであるが會社が有する統制の機關と密接圓滑なる關係を保持して、苟も作業能率を低下せしむるが如き行爲なき様、充分なる指導を望む次第である。

(組合意見) 言ふ迄もなく組合は、生産能率に對する大なる責任を有するものであるつて從來もこのために努力し來つた將來もまた責任を負ふものである。本案はこの意を諒し、希望案に修正されんことを希望する

その意味に於て(イ)(ロ)(ハ)は承認し、(ニ)は削除を希望し、(ホ)は承認、(ヘ)はその實行を次年度より行ひ人選を豫め組合に通告し、充分なる戒告と注意を與へる必要ありと認める。

結果。(イ)(ロ)(ハ)(ホ)は承認、(ニ)は撤回、(ヘ)は次年度より實施のこと、決定す。茲に於て會社側全部の審議を終了し、第三日の日程を終へた、後更に、豫備會議報告起草委員を會社側、篠崎、鶴飼、組合側大川、磯山、齋藤の諸氏選出され、二十日午後九時より作成することを約し、豫備會議を閉會した。

豫備會議を通じての會議の様子は、頗る圓滑であつて、第一に擧ぐべきは、兩者委員の極めて眞摯なる態度であつたことである。討議半にして別室に協議すること、兩者共數回に亘り、然もよく胸襟を聞いて談笑裡に議事を進め得たのである。

### 本會議第一日

十二月二十二日午後一時三十分より東京有樂町、電氣俱樂部樓上六號室に於て豫備會議同様の委員出席、之に二三の傍聴を加へて愈々本會議は、篠崎氏の開會の挨拶によつて始められた。例の如く、三木主事の組側合挨拶のありたる後、議事審議委員は議事日程を組側案を先に、會社案を後に上程することを豫告し、満場承認かくて逐次議案の審議に入つたのであるが、豫備會議に於て撤回されたものを除き、決定を見ざりし議案に對しては再び豫備會議同様長時間に亘る討議が續行されたけれども、それは豫備會議と大差ない論議であるから



重複を避け度いと思ふ。

一、定期昇給制度に関する件

結果。豫備會議に於ける會社提示案を次年度より實施し、本年度は男工有資格者全員に對し各四錢、女工有資格者全員に對し各三錢の割合を以つて算出したる金額を會社の拔擢によつて昇給する實施期は二月一日とすかくて更に本會議第二日に廻附さる。

二、期末手當金制度に関する件（撤回）

三、獎勵金制度に関する件

（イ）川崎工場第二部の件

結果。川崎工場機械課の件を修正し豫備會議の決定を承認す。

（ロ）太線の件

結果。小委員に一任し二月末日迄に解決すべし努力すること案あり、更に本會議第二日に協議すること。

（ハ）難工品の件

結果。特に甚しきものに對して考慮す。

（ニ）小倉工場試験部の件

結果。小倉工場長一任

四、川崎工場焼入部の收入に付き均衡を得せしむる件

結果。調査の上本年度昇給の際より順次長期に亘らずして日給額修正の意味をもつて昇給により均衡せしむ

五、麻綱部初任給増額の件

結果。昇給の都度考慮を條件とし撤回

六、健康保険交付金を一時會社に立替を求むる件

結果。豫備會議決定を承認す

七、技術修練のため職工交換に関する件（撤回）

結果。豫備會議の決定を承認す

八、兵庫工場慰安會開催に関する件

結果。豫備會議の決定を承認す

九、労働條件協定に関する件

結果。豫備會議の決定を承認す

十、希望案



結果。なる可く希望に副ふべく努力する。

一六八

### 十一、川崎工場操短手当廢止に關する件

結果。組合側は原則として會社案を承認するけれども、過去に於て作業の性質上、手当を受けざりし被操短手当者に對しては、何等かの方法を執るべきであるとの意見あり、會社は之に對して協議の結果左の如く決定を見た左記の方法により算出したる金額を一時金として支給す。但し、洗練、動力、木工、修繕、運搬部に屬するものに對しては今後六ヶ月の期間に於て殘業せしめざる日ありたる時は、其の日數に應じ操短手当に相當する金額を支給す。即ち一時金は過去六ヶ月間の操短手当金額より洗練、動力、木工、修繕、運搬部に屬する者に對し同期間内に支出したる操短手当の額を控除したる金額を言ふ。

### 十二、決算日終業時間改訂に關する件

結果。當日は八時間勤務す。

### 十三、工場規則中に「會社に損害を與へたるもの」の一項を追加するの件（撤回）

### 十四、組合として組合員指導に關する件

結果。(イ)(ロ)(ハ)は承認、(ニ)は「絶對」の文字を削除して承認、(ホ)承認

### 十五、能率増進に關し不適當と認むる者整理する件

結果。會社に於て不適當と認めたる者は組合と協議の上解雇す。此の場合解雇者には解雇手当を支給す但し第一次整理者人選は次期協定委員會に於て協議決定す。

茲に本會議第一日の日程を終り協定委員會報告書起草委員會社側津倉、伊藤、鶴飼、篠崎、組合側三木、磯山、元坂福井齋藤の諸氏を選出し二十二日午前中に起草せしむべく約し閉會。

### 本會議第二日

第二日午後一時、前日同様電氣俱樂部樓上一號室前にて委員一同記念撮影をなし、會議は午後二時に至つて閉會された。

### 一、定期昇給制度に關する件

結果。前日の會社提示案を確定的のものとして承認。

### 二、太線獎勵金に關する件

結果。前日の案を承認し、委員としに組合側田中、磯山、會社側伊藤鶴飼諸氏を選出した。

茲に於て、議案全部の協定を終りかねて起草委員によつて作成されたる報告書を朗讀し、滿場之に承認を與へて、前後五日間に亘る審議は圓滿裡に、協定の成立を告げ

一六九



たのである。午後三時三十五分、専務赤松氏來席して一場の挨拶を試み、起つて篠崎氏會社委員を代表して本協定委員會が豫備本會議を通じて極めて圓滿に、誠實と互選の精神をもつて進行して協定を成立せしめ得た謝意を喜びを表明した。

三木主事は組合側を代表して、今回の協定委員會が團體交渉權の運用に極めて合理的なる方法であると言ふことが實證され産業發展の上にも勞働組合運動の上にも、極めてよき結果をもたらしたのであることを確信することを述べ、本委員會に對して拂はれる委員の誠意に對し謝意を表明した。次いで座長はこの意義ある協定委員會の閉會を宣した。

### 第二回勞働條件協定委員會協定事項(昭和四年十一月)

#### 一、工場規則中一部變更に關する件

(イ)工場規則第二十七條第九項ヲ左ノ通り改ム

一筆親又ハ配偶者死亡シタル場合ノ忌引七日間、但シ死亡當日ヨリ起算スルコト

(ロ)小倉工場規則第二十一條中晝勤者入門ヨリ作業開始ニ至ル準備時間廿分ヲ十分トス

#### 二、皆勤賞與制度改正に關する件 (撤回)

#### 三、獎勵金支給制度に關する件 保留

#### 四、特別作業に對する待遇改善に關する件

臨時徹夜作業の場合翌日の缺勤は皆勤賞與に支障せず

#### 五、公傷病者優遇に關する件

(イ)四大節及花見酒肴料を給與す

(ロ)一月以内に於て公傷缺勤七日以内場合は皆勤賞與に支障せず

(ハ)公傷休は缺勤日數に加算せず

#### 六、職工採用に關し組合員家族に優先權を附與する件

同一條件を具備する場合組合員家族に優先權を附與す

#### 七、福利増進基金の件

左記の條件を附し金五百圓を最大限度とし毎月組合に寄附す



### 八、希望案

一、本基金は東京製綱株式会社綱労働組合の福利施設以外には流用せざるこゝ  
 二、従来の組合本部に對する年一回の寄附金壹千圓は之を廢止す、但し昭和五年度は之を寄附す

(イ) 第一日曜日ヲメーデー翌日に變更する件

各工場に於て協議解決す

(ロ) 小倉修繕工場家屋改築に關する件

小倉工場長 一任

(ハ) 八時間労働制に關する件

### 考 慮

### 九、第一回協定事項の實施に關する件

(イ) 川崎工場電氣部、製圖工待遇改善に關する件

(ロ) 小倉工場、鍍金焼入部獎勵金に關する件

(ハ) 川崎第一部獎勵金に關する件

(ニ) 小倉工場運搬部待遇改善に關する件

(ホ) 危害、衛生設備に關する件

(洗綿衣服、鉛毒豫防、鍍金、焼入、食事場設置)

以上は會社に於て出來得る限り速に所期の目的を實施する様努力すること

### 十、臨時義工規則統一の件

小倉、兵庫兩工場規則に準じ改正す

### 十一、盛夏中(七月八月)毎日曜日を定休とするの件

兵庫工場を除き之を實施す

### 十二、川崎工場麻工部に於て午前九時三十分及午後三時より各十分間の休憩時間を設くること、但し其の時間に對しては賃金を給與す

原案通り實施ス

右ニ關聯シ午前ノ哺乳時間ニ九時三十分ヨリ三十分間ト改ム

### 十三、川崎小倉兩工場就業規則第十八條を左の通り改正の件



「常時出勤部ニ於テ残業ノ爲メ實働十一時間ヲ超ユベキトキハ三十分間休憩セシム、但シ保護職工ニ就テハ工場法ノ定ムル所ニ依ル」

撤回

十四、川崎工場賃金支拂日を月一回とするの件

保留

附記

- 一、本協定事項第一第四第五第十、第十一、第十二、に基き就業規則の一部を改正す
- 二、本協定事項は昭和四年十二月一日より實施す

昭和四年十一月八日

東京製綱株式会社

- |         |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 委員 篠崎亦一 | 香月 五郎 | 細谷 資滿 | 伊藤 公資 | 原 悦吉  |
| 渡邊 省三   | 津倉 了  | 子安千代松 | 三木 龍彦 | 三上 俊夫 |
| 村井 幸云   | 菊地 寛治 | 三木 治朗 | 田中時太郎 | 大川梅三郎 |

五、上條鑄工場と日本勞働總同盟東京鐵工組合との團體協約

本工場は埼玉縣川口町にあり、數回の爭議に鑑み工場主より自發的に組合公認を提議し昭和二年十月十九日正式に決定した。従業員三〇名。

覺書

- 一、上條鑄工場は日本勞働總同盟東京鐵工組合を公認し産業委員會に依り勞働時間、勞働賃銀、雇傭解雇其の他の待遇問題の協定並に研究をなす。
- 二、委員會は必要毎に開催し委員は工場主、勞働組合代表、従業員代表を以て組織す。
- 三、委員會に要する費用等は工場主と組合とが負擔す。

工場側代表 上 條 啓 治

勞働者側代表 東京鐵工組合執行委員 及川口支部幹部署名